

糸魚川市ささえあいプラン

第7期糸魚川市障害者計画・障害福祉計画

第3期糸魚川市障害児福祉計画

(令和6年度～令和8年度)



糸 魚 川 市

令和6年3月

はじめに



本市におきましては、まちづくりを進めていくための最上位計画である「第3次糸魚川市総合計画」を令和4年に策定し、「翠の交流都市 さわやか すこやか 輝きのまち」を目指すまちの将来像に掲げ、誰もが生き生きと暮らすことのできるまちづくりを進めています。

障害福祉施策としましては、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする「第6期糸魚川市障害者計画・障害福祉計画、第2期糸魚川市障害児福祉計画（糸魚川市ささえあいプラン）」に基づき、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行によりあらゆる活動の抑制を強いられる状況ではありましたが、施策の推進に努めてまいりました。

平成29年に国から示された「地域共生社会の実現に向けて（当面の改革工程）」では、障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）の実現が掲げられ、多様化・複雑化する福祉ニーズを制度・分野ごとの縦割りや支え手・受け手という関係を超えて、包括的に受け止める体制整備を目的として、「重層的支援体制整備事業」が社会福祉法の改正により令和3年からスタートしました。また、令和3年に「障害者差別解消法」が改正され、令和6年4月1日から事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化され、「障害者総合支援法」においては、障害者等の地域生活や就労の支援強化等によって、障害者等の希望する生活を実現するための改正が行われています。

こうした動向を踏まえ、前計画から継承する障害福祉施策を遂行するため、本計画では「障害者（児）・家族・支援者・市民 みんなが笑顔で暮らすことのできる地域共生社会の実現」を基本方針として、市民の皆様には障害のある人への理解を深めてもらうとともに、一人ひとりの個性と能力を発揮できる活躍の場を持ち、世代や分野を超えて地域全体でつながり支えあう、みんなの笑顔があふれるまちづくりを推進してまいります。

終わりに、この計画の策定にあたり、アンケート等にご協力いただきました皆様、貴重なご意見やご提言をいただきました関係団体をはじめ、関係者の皆様に心からお礼申し上げます。

令和6年3月

糸魚川市長

米田 徹

もくじ

第1章 計画策定に当たって

第1節 計画策定の趣旨	————	1
第2節 計画の位置付け	————	2
第3節 計画の期間	————	2

第2章 障害者の現状

第1節 糸魚川市における障害者の状況

1 糸魚川市の障害者の概況	————	3
2 身体障害者の状況	————	4
3 知的障害者の状況	————	6
4 精神障害者の状況	————	8
5 難病患者等の状況	————	10
6 児童の状況	————	11
7 障害支援区分認定の状況	————	12

第2節 計画策定に当たってのニーズ聞き取り

1 障害者団体、ボランティア団体へのグループインタビュー	————	13
2 計画策定のための市民アンケート調査	————	16

第3章 糸魚川市ささえあいプラン（障害者計画）

第1節 第6期計画の成果	————	21
第2節 第7期計画の基本方針と体系	————	25
第3節 施策別計画		
1 相談支援体制の充実・強化 —現状と課題・施策の方向—	————	26
2 日常生活支援の充実 —現状と課題・施策の方向—	————	30
3 就労支援・雇用の促進 —現状と課題・施策の方向—	————	33
4 療育・教育・子育て支援の充実 —現状と課題・施策の方向—	————	36
5 安心して暮らせる環境の整備 —現状と課題・施策の方向—	————	39
6 啓発と理解の促進 —現状と課題・施策の方向—	————	42
7 計画推進のための体制整備 —現状と課題・施策の方向—	————	45

第4章 糸魚川市ささえあいプラン（障害福祉計画）

第1節 福祉サービス等の内容

1 福祉サービス等について	————	47
2 福祉サービス等の提供に当たっての現状と課題	————	48
3 福祉サービス等の体系及び内容	————	49

第2節 国の基本指針に基づく成果目標

1 第6期計画の目標値と実績の評価	————	52
-------------------	------	----

2	第7期計画の成果目標		
(1)	施設入所者の地域生活への移行	—————	56
(2)	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	—————	57
(3)	地域生活支援の充実	—————	58
(4)	福祉施設から一般就労への移行等	—————	59
(5)	相談支援体制の充実・強化等	—————	61
(6)	障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	—————	62

第3節 障害福祉サービスの実績と今後の見込み量

1	訪問系サービス	—————	64
2	日中活動系サービス	—————	66
3	居住系サービス	—————	70
4	相談支援	—————	71

第4節 地域生活支援事業の実績と今後の見込み量

1	理解促進研修・啓発事業	—————	72
2	自発的活動支援事業	—————	73
3	相談支援事業	—————	74
4	成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業	—————	76
5	意思疎通支援事業	—————	77
6	日常生活用具給付等事業	—————	78
7	手話奉仕員養成研修事業	—————	80
8	移動支援事業	—————	81
9	地域活動支援センター	—————	82
10	任意事業	—————	83

第5章 糸魚川市ささえあいプラン（障害児福祉計画）

第1節 障害児福祉サービスの内容

1	障害児福祉サービス等について	—————	85
2	障害児福祉サービスの提供に当たっての現状と課題	—————	85
3	障害児福祉サービス等の体系及び内容	—————	86

第2節 国の基本指針に基づく成果目標

1	第2期計画の目標値と実績の評価		
(1)	障害児支援の提供体制の整備等	—————	87
2	第3期計画の成果目標		
(1)	障害児支援の提供体制の整備等	—————	88

第3節	障害児福祉サービスの実績と今後の見込み量	—————	90
-----	----------------------	-------	----

第6章 計画の推進に向けて

第7章 参考資料

第 1 章 計画策定に当たって

第 1 節 計画策定の趣旨

我が国では、障害者及び障害児が、基本的人権の享有主体である個人の尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう必要な支援を行うことにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目指して制度を整備してきました。

平成 18 年度の障害者自立支援法の施行により、市町村に対して障害福祉計画の策定が義務付けられ、その後、平成 25 年度に施行の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）」及び「児童福祉法」の一部を改正する法律の施行により、市町村に対して障害児福祉計画の策定を義務付け、サービスの提供体制を計画的に整備する仕組みを構築してきました。

さらに、障害者総合支援法の成立により、これまで制度の谷間となっていた難病患者への支援提供や、知的障害及び精神障害における障害区分の適切な配慮等の改正が行われました。

また、平成 30 年度には障害者総合支援法の改正と児童福祉法の改正が行われ、障害者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や高齢障害者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直し等が図られました。

平成 23 年には「障害者虐待防止法」が成立し、障害者への虐待の防止や養護者に対する支援に努めるとともに、虐待を受けたと思われる障害者を発見した人への通報義務が課されることとなりました。さらに、平成 25 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）」が成立し、公共機関において、障害者や家族から「社会的障壁の除去」を求められた場合には、障害者が他の者と同じように権利や機会を持ち、行使ができるような調整を行う、「合理的配慮」を義務付けられることが示され、平成 28 年 4 月から施行されました。

このような国内外の動きの中、地域における障害者の社会参加の機会の確保等、地域で共生社会を実現していくことや、障害者を個人として尊重する社会のあり方が、より強く求められるようになっていきます。当市では、以上のような動きを踏まえるとともに、現計画の期間満了により見直しを行い、当市の障害福祉を一層推進するため、本計画を策定しました。

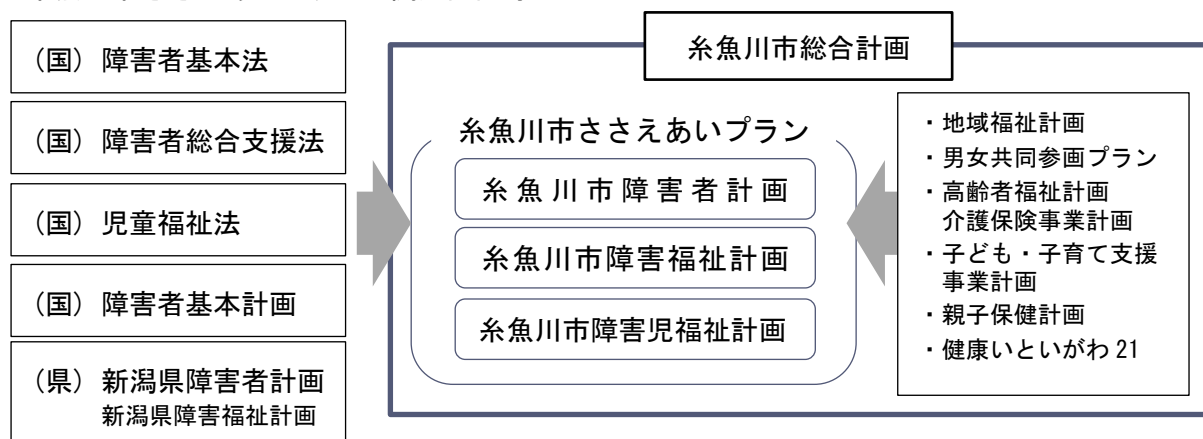
第2節 計画の位置付け

本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「糸魚川市障害者計画」と、障害者総合支援法第88条に基づく「糸魚川市障害福祉計画」、また児童福祉法の改正に伴い、児童福祉法第33条の20第1項に規定された、「糸魚川市障害児福祉計画」を一体的に策定し、親しみやすい計画とするため「糸魚川市ささえあいプラン」としています。

「糸魚川市障害者計画」の部分においては障害者施策の基本的な指針を示した計画、「糸魚川市障害福祉計画」の部分においては、糸魚川市障害者計画の障害福祉サービス及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する実施計画、また、「障害児福祉計画」では障害児への福祉サービスの提供体制の確保に関する実施計画として、糸魚川市の障害者施策の総合的な推進を目指します。

なお、本計画は、国の障害者基本計画及び当市の上位計画である「糸魚川市総合計画」や「糸魚川市地域福祉計画」等の関連計画との整合性を確保して策定します。

□糸魚川市ささえあいプランと関連計画等



第3節 計画の期間

本計画における期間は、令和6年度から8年度までの3年間とします。

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
糸魚川市 ささえあいプラン		第6期計画 第2期計画			第7期計画 第3期計画			第8期計画 第4期計画	

第2章 障害者の現状

第1節 糸魚川市における障害者の状況

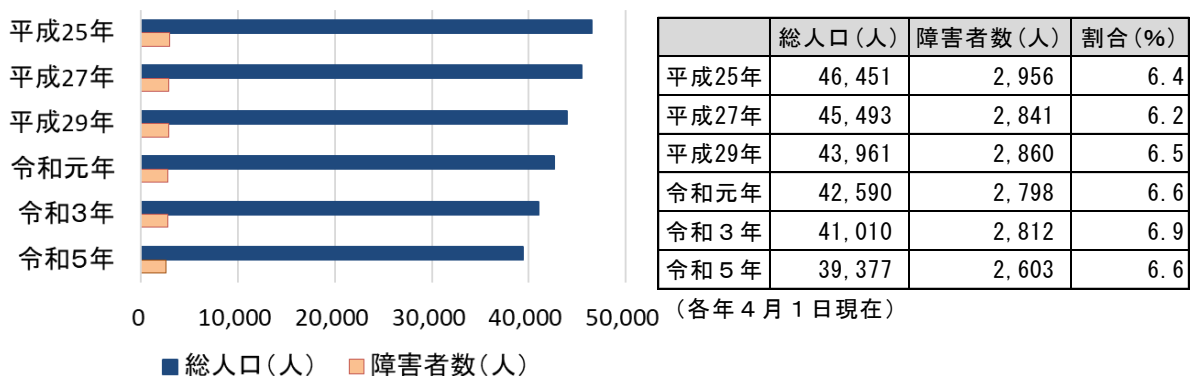
1 糸魚川市の障害者の概況

当市における障害者（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者）の状況は以下のとおりです。障害者数は減少していますが、総人口も減少しているため、総人口に対する割合はほぼ横ばいとなっています。

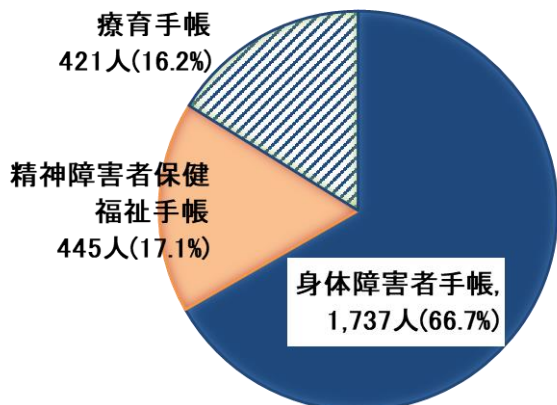
手帳の種類別の割合では、身体障害者手帳の所持者が最も多く、全体の約7割を占めています。療育手帳と精神障害者保健福祉手帳では、精神障害者保健福祉手帳の所持者数が若干多くなっています。

年齢別では、全体の約6割が65歳以上の人で、高齢者の手帳取得が多い現状がみられます。

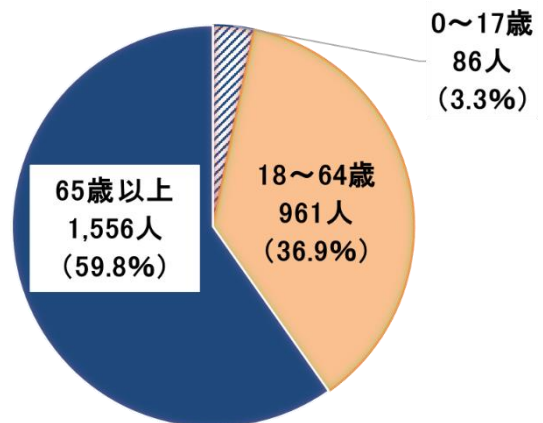
○総人口と障害者数の推移



○障害者手帳の種類別所持者数の割合



○障害者手帳の年齢別所持者数の割合



注) 手帳所持者の重複あり

2 身体障害者の状況

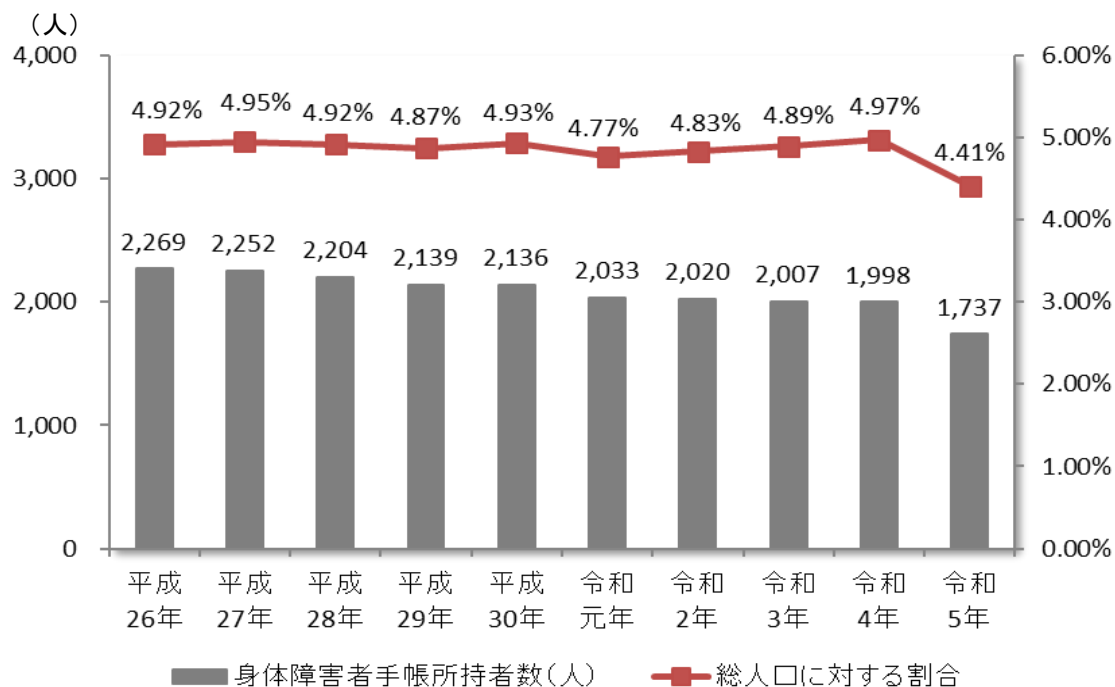
身体障害者手帳所持者は、令和5年4月1日現在1,737人となっており、総人口に対する割合は4.41%で、毎年減少しています。

○身体障害者手帳所持者数 (単位：人)

	総人口	身体障害者手帳所持者数	総人口に対する割合
平成26年	46,144	2,269	4.92%
平成27年	45,493	2,252	4.95%
平成28年	44,769	2,204	4.92%
平成29年	43,961	2,139	4.87%
平成30年	43,352	2,136	4.93%
令和元年	42,590	2,033	4.77%
令和2年	41,783	2,020	4.83%
令和3年	41,010	2,007	4.89%
令和4年	40,171	1,998	4.97%
令和5年	39,377	1,737	4.41%

注) 各年4月1日現在

○身体障害者手帳所持者数の推移



○障害の種類別 身体障害者手帳所持者数の推移 (単位:人)

	視覚障害	聴覚障害	音声・言語障害	肢体不自由	内部障害	合計
平成 26 年	146	228	30	1,213	749	2,366
平成 27 年	145	228	40	1,218	733	2,364
平成 28 年	131	214	30	1,154	736	2,265
平成 29 年	136	221	38	1,116	721	2,232
平成 30 年	134	220	43	1,120	743	2,260
令和 元年	130	201	41	1,049	728	2,149
令和 2 年	132	207	40	1,022	745	2,146
令和 3 年	123	194	22	919	749	2,007
令和 4 年	114	217	31	971	773	2,106
令和 5 年	104	199	34	835	656	1,828

注) 各年 4 月 1 日現在

○障害の種類別・等級別 身体障害者手帳所持者数 (単位:人)

	視覚障害	聴覚障害	音声・言語障害	肢体不自由	内部障害	合計
1 級	26	0	0	48	350	424
2 級	40	36	0	153	0	229
3 級	11	19	15	96	147	288
4 級	4	56	19	399	159	637
5 級	13	0	0	84	0	97
6 級	10	88	0	55	0	153
合計	104	199	34	835	656	1,828

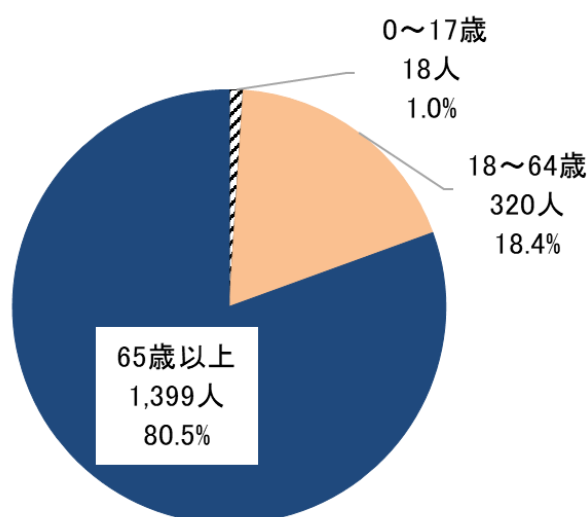
注) 肢体不自由の 6 級には 7 級も含む。

令和 5 年 4 月 1 日現在

○身体障害者手帳の年齢別所持者数の割合 (単位:人)

年齢	所持者数
0~17 歳	18
18~64 歳	320
65 歳以上	1,399
合計	1,737

注) 令和 5 年 4 月 1 日現在



3 知的障害者の状況

療育手帳所持者は、令和5年4月1日現在421人となっており、総人口に対する割合は1.07%で、近年は増加傾向にあります。

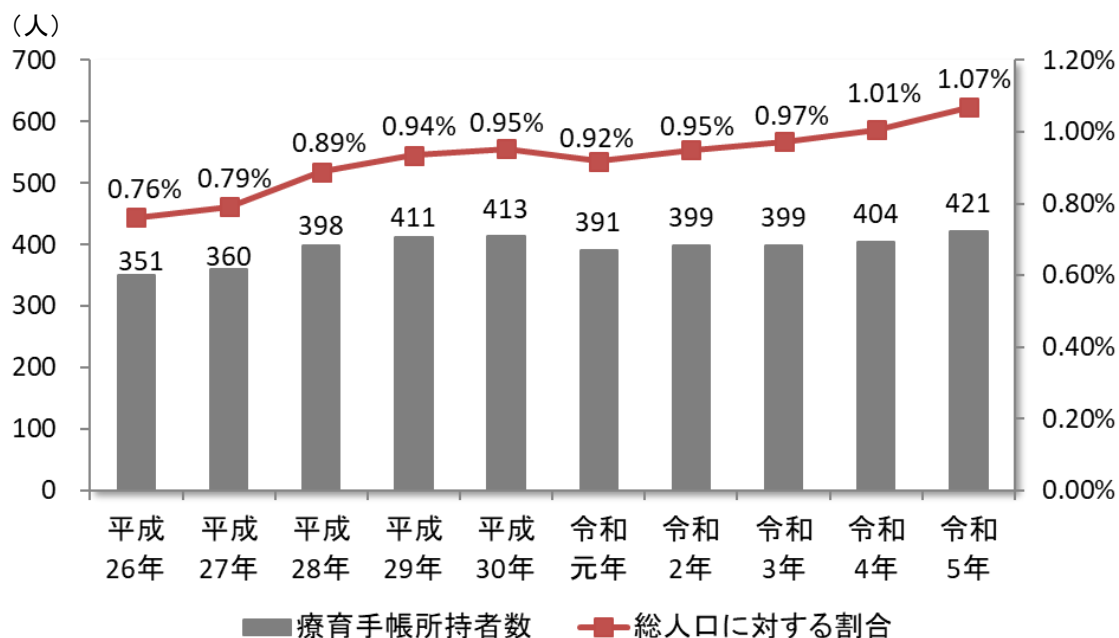
○療育手帳所持者数

(単位：人)

	総人口	療育手帳所持者数	総人口に対する割合
平成26年	46,144	351	0.76%
平成27年	45,493	360	0.79%
平成28年	44,769	398	0.89%
平成29年	43,961	411	0.94%
平成30年	43,352	413	0.95%
令和元年	42,590	391	0.92%
令和2年	41,783	399	0.95%
令和3年	41,010	399	0.97%
令和4年	40,171	404	1.01%
令和5年	39,377	421	1.07%

注) 各年4月1日現在

○療育手帳所持者数の推移



○年齢別・障害の程度別 療育手帳所持者数の推移

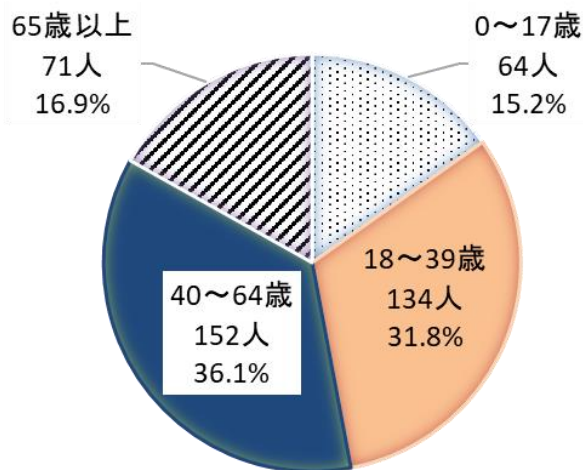
(単位：人)

	18歳未満			18歳以上			合計
		A判定 (重度)	B判定 (中軽度)		A判定 (重度)	B判定 (中軽度)	
平成26年	55	25	30	296	104	192	351
平成27年	58	29	29	302	136	166	360
平成28年	50	23	27	348	140	208	398
平成29年	52	25	27	359	146	213	411
平成30年	45	24	21	368	148	220	413
令和元年	60	29	31	331	143	188	391
令和2年	55	24	31	344	151	193	399
令和3年	36	16	20	363	157	206	399
令和4年	55	26	29	349	145	204	404
令和5年	64	25	39	357	139	218	421

注) 各年4月1日現在

○療育手帳の年齢別所持者数の割合 (単位：人)

年齢	所持者数
0～6歳	9
7～12歳	30
13～17歳	25
18～19歳	17
20～29歳	62
30～39歳	55
40～49歳	74
50～64歳	78
65歳以上	71
合計	421



注) 令和5年4月1日現在

4 精神障害者の状況

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和5年4月1日現在445人で、総人口に占める割合は1.13%となっており、いずれも年々増加し、統合失調症やうつ病等のほかに、発達障害で手帳を取得する人も多くなってきています。

また、自立支援医療（精神通院医療）の受給者数の総人口に対する割合では、令和5年3月31日現在で1.68%となっています。

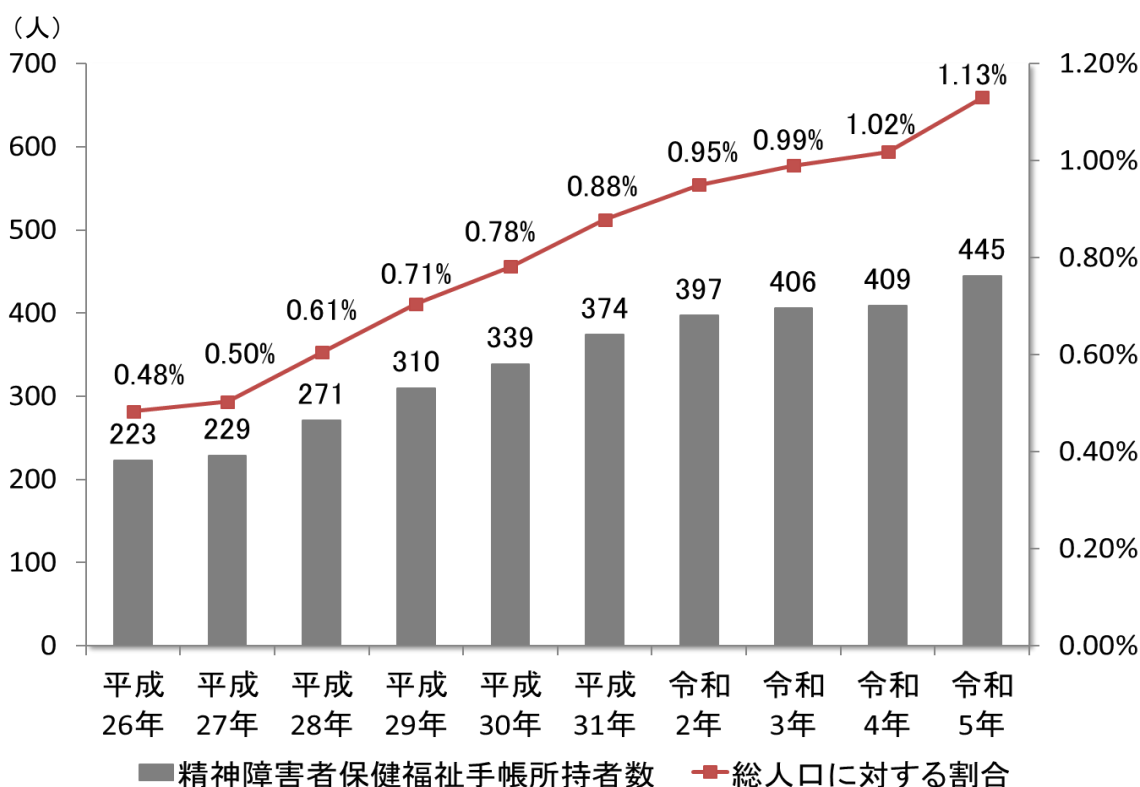
○精神障害者保健福祉手帳所持者数

(単位：人)

	総人口	精神障害者保健福祉手帳所持者数			総人口に対する割合	
		1級	2級	3級		
平成26年	46,144	223	16	192	15	0.48%
平成27年	45,493	229	17	196	16	0.50%
平成28年	44,769	271	18	236	17	0.61%
平成29年	43,961	310	24	266	20	0.71%
平成30年	43,352	339	26	287	26	0.78%
令和元年	42,590	374	31	314	29	0.88%
令和2年	41,783	397	36	331	30	0.95%
令和3年	41,010	406	32	340	34	0.99%
令和4年	40,171	409	32	345	32	1.02%
令和5年	39,377	445	35	371	39	1.13%

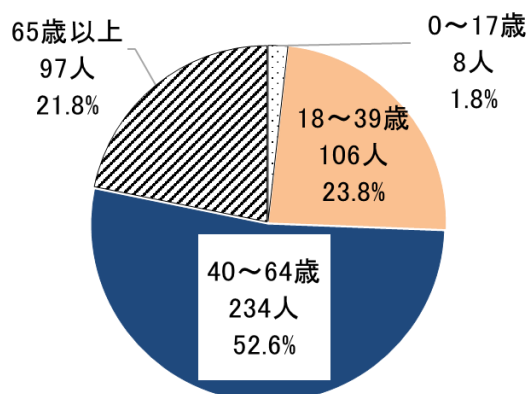
注) 各年4月1日現在

○精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



○精神障害者保健福祉手帳の年齢別所持者数の割合（単位：人）

年齢	所持者数
0～17歳	8
18～39歳	106
40～64歳	234
65歳以上	97
合計	445



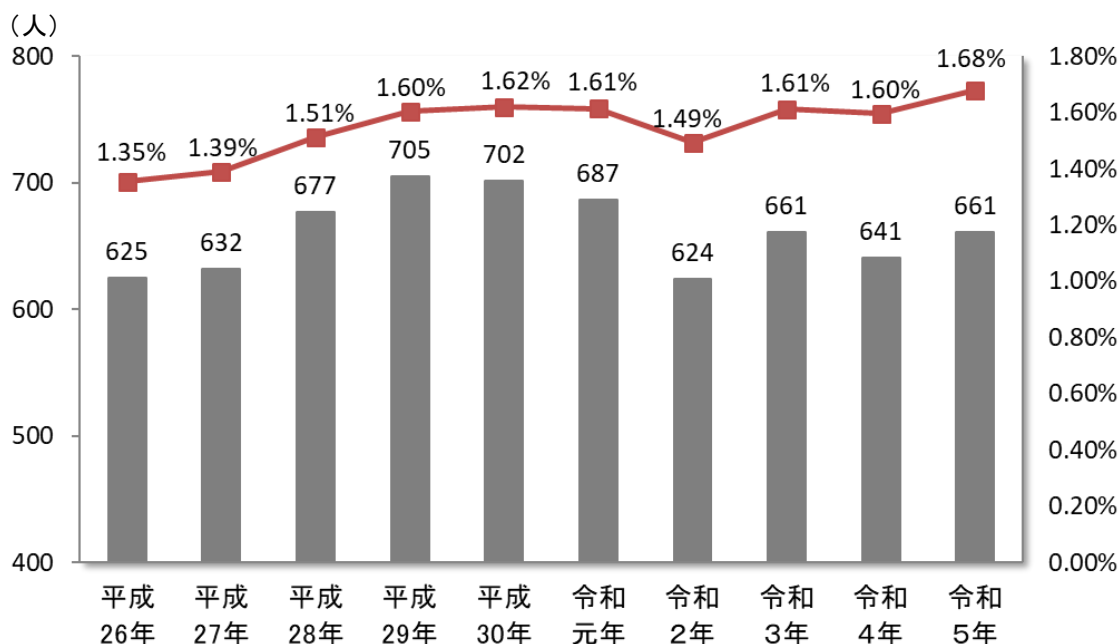
注) 令和5年4月1日現在

○自立支援医療（精神通院医療）の受給者数（単位：人）

	総人口	自立支援医療（精神通院医療）の受給者数	総人口に対する割合
平成26年	46,144	625	1.35%
平成27年	45,493	632	1.39%
平成28年	44,769	677	1.51%
平成29年	43,961	705	1.60%
平成30年	43,352	702	1.62%
令和元年	42,590	687	1.61%
令和2年	41,783	624	1.49%
令和3年	41,010	661	1.61%
令和4年	40,171	641	1.60%
令和5年	39,377	661	1.68%

注) 1 各年3月31日現在 2 資料：糸魚川保健所

○自立支援医療（精神通院医療）の受給者数と総人口に対する割合の推移



5 難病患者等の状況

平成 25 年度から施行された障害者総合支援法により、難病等についても障害福祉サービス等の対象となり、現在 338 の疾病が指定されています。

現在、市で把握している難病等については、県で支給をしている「難病医療費助成制度」の対象者で、対象疾患も年々拡大しており、糸魚川市では令和 5 年 3 月 31 日現在 362 人が医療費の助成を受けています。

○難病医療費助成制度の受給者数の推移

(単位：人)

	対象疾患数	男	女	計
平成 29 年	306 疾患	172	227	399
平成 30 年	330 疾患	164	197	361
令和 元年	331 疾患	162	192	354
令和 2 年	333 疾患	161	197	358
令和 3 年	333 疾患	169	220	389
令和 4 年	338 疾患	161	205	366
令和 5 年	338 疾患	154	208	362

注) 1 各年 3 月 31 日現在 2 資料：糸魚川保健所

6 児童の状況

児童数については、保育園、幼稚園、小・中学校ともに年々減少しており、発達支援センターめだか園の登録者数も児童数の減少に伴い減少傾向にあります。

一方で、近年、子どもの発達相談を希望する保護者の割合は増加傾向にあります。

○園、学校等児童数の推移

(単位：人)

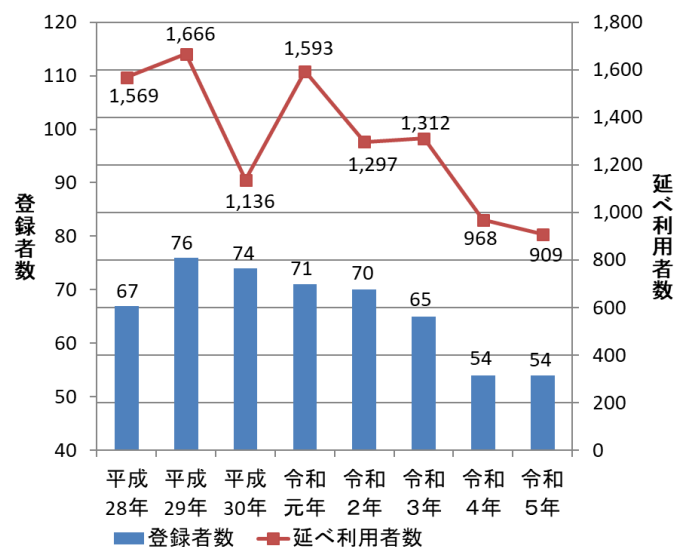
	保育園(所) 在園児数	幼稚園 在園児数	小学校 児童数	中学校 生徒数
平成 28 年	895	307	1,969	1,112
平成 29 年	875	303	1,917	1,034
平成 30 年	838	290	1,884	978
令和 元年	808	286	1,821	927
令和 2 年	815	252	1,766	920
令和 3 年	750	250	1,682	932
令和 4 年	712	227	1,602	925
令和 5 年	698	198	1,518	906

注) 各年 5 月 1 日現在

○発達支援センターめだか園の利用者の推移 (単位：人)

	登録者数	在園児数 に対する 割合 (%)	延べ 利用者数
平成28年	67	5.6	1,569
平成29年	76	6.5	1,666
平成30年	74	6.6	1,136
令和元年	71	6.5	1,593
令和2年	70	6.6	1,297
令和3年	65	6.5	1,312
令和4年	54	5.8	968
令和5年	54	6.0	909

注) 各年 3 月 31 日現在



(参考) 5歳児発達相談の希望者推移

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度
割合	13.0%	15.5%	17.0%	19.3%	19.3%	19.1%	24.8%
(人数)	(39 人)	(45 人)	(45 人)	(52 人)	(58 人)	(45 人)	(52 人)

割合は、対象園児数(年中児)に占めるもの

注) 資料：こども課

第2節 計画策定に当たってのニーズ聞き取り

1 障害者団体、ボランティア団体へのグループインタビュー

第7期ささえあいプランを策定する基礎資料として、障害者団体、ボランティア団体に「ささえあいプラン策定に伴う意見交換会(グループインタビュー)」を実施しました。期間は令和5年2月から3月までで、12団体の皆様と意見交換を行いました。

【就労について】

- ・ 障害者であることを伝えてあっても職場で攻撃される。

【こども療育について】

- ・ 子どもの相談の場合、こども課なのか福祉事務所なのかわかりにくい。それぞれの課で異なることを言われることもある。縦割りを感じる。窓口を一本化してほしい。

【権利擁護について】

- ・ 権利擁護は親が元気なので利用しないが、いずれは利用を考えている。
- ・ 家族(兄弟)がたくさんいても一緒に住んでいない。最後は親と当事者の子だけになる。

【住まいについて】

- ・ グループホームに限らず、親亡き後も地域で暮らし続けられるような選択肢があると良い。

【交通(移動支援)について】

- ・ 高齢者・障害者おでかけパスもあるが、乗り継ぎが不便。行きのバスはあっても帰りがなかったり、糸魚川総合病院止まりであったりする。糸魚川駅まで来てほしい。
- ・ 車が必要。買い物の荷物が重い。今は歩くのもやっとな筋力が衰えてきている。
- ・ 青海駅等無人の施設が増えてきた。仕方がないが障害者が一人で利用する時の手助けがない。
- ・ 親も高齢になってきて市外施設、医療機関への通院が大変。介護タクシーを利用すると富山まで片道5万円かかると言われた。
- ・ 交通費の助成がもっと拡充、助成UPすると良い(お出かけパスとの併給不可の撤廃)。
- ・ バスが減り不便になった。朝はバスで通所できるが、学生中心の時刻表になっているため、9時開所の施設には少し早い。帰りは便がないため家族の迎えを呼ぶ。

【情報発信について】

- ・ 制度やサービスの情報が少ない。自分から聞きにいかないと教えてもらえない。
- ・ 最近、音声訳を利用する人が減ってきている。糸魚川市に転入してきた視覚障害者には、窓口で音声訳の紹介をしてほしい。

【福祉サービスについて】

- ・ 除雪が大変だった。ヘルパーさんをお願いしたかったがサービス外だった。
- ・ グループホームは利用の個人差があり苦手な人もいる。在宅の場合、個々に合ったサービスが欲しい。
- ・ 音声訳のCDを再生する機械が高く、全員が持っているとは限らない。福祉事務所で貸し出ししてほしい。福祉用具の補助金を増やしてほしい。
- ・ 市役所の全窓口でコミュニケーションボードを活用してほしい。(コンビニは活用中。様式がホームページで紹介されている。(知的障害者や外国人にも活用可能))
- ・ 市役所からくる郵送物に、点字シールが貼られてこない。もっと庁内で周知してほしい。
- ・ 要約筆記は試験があり自信がないとやめてしまうらしい。
- ・ 家族を介護して在宅になるとお金がかかる。経済的に余裕があれば施設入所も出来たと思う。在宅の場合、家族が緊急事態の時はすぐにサービスが使えるようになると良い。
- ・ 今のサービスに満足している。福祉事務所もなんでも教えてくれる。
- ・ 今後の不安(学校卒業後の生活、親亡き後)に対する相談場所があると良い。

【社会参加・余暇活動について】

- ・ 休日の過ごし方が課題。ボランティア団体も新型コロナウイルス拡大の影響で活動が減った。以前親子で料理教室をしたがよかった。
- ・ 以前は育成会があり横のつながりがあったが、今はない。年に一回親子の活動があればうれしい。
- ・ 温泉にヘルパーさんを利用して入りに行きたい。

【市民等の理解について】

- ・ こころのバリアフリートークは、行政からの話だけでなく、当事者や支援者からの話は説得力があり、住民理解にいいと思う。これからも続けてほしい。
- ・ 車椅子で外出すると、物珍しいからか子どもにじろじろ見られる。
- ・ 設立当初から地域との関わりがある福祉作業所の通所者には、住民から「おはよう」等声掛けをしてくれる。
- ・ 選挙の時、立会人が「急がんでいいよ」と声掛けをしてくれたが、その一言が嬉しかった。
- ・ 作成したカレンダーが好評で他の製品にアレンジ等して民間で展示とか販売できないか。

- ・ パラリンピックやテレビの影響で前回のアンケートの時よりもだいぶ障害への理解や差別解消が進んだと思う。幼い頃から障害者と関わり、分け隔てなく接することが大事。それを当たり前として大人になり、次の世代へ継承することで障害者も生活しやすい地域になると思う。
- ・ 市民等の理解が一番大切。こころのバリアフリートークは定員 40 名で少ない。もっと大きな会場で開催して、たくさんの人に聞いて欲しい。
- ・ (バリアフリーについて) 杖歩行だが、スーパー、病院の床が滑る。

【災害対応について】

- ・ 視覚障害者向けに避難訓練を行っていたのは良いことだが、災害というのは不定期に起きるものであり、平日昼間となると、訓練を行う消防の方や頼れる若い方は仕事でいないため、結局一人であることが多い。
- ・ 地域の人と日頃から声掛けをし、寝たきり高齢者、障害者、日中一人暮らし高齢者には一人残らず担当をつけておくべき。
- ・ 区長や地区役員にお願いして「見守り人」のような人を増やしてほしい。また、誰が誰を担当しているか等、市として把握しておいてほしい。
- ・ 災害時、障害があっても避難所を利用できるような環境を整えてもらいたい。

【医療・施設について】

- ・ 施設職員による虐待等のニュースを目にする。障害理解がある人に従事してもらいたい。
- ・ 能生地域には地域活動支援センターしかない。もっと福祉事業所があるといい。

【団体・ボランティアについて】

- ・ 会の継続が難しく、自然消滅の心配がある。
- ・ 困って死に物狂いで生きている人がたくさんいる。会では、そんな方と接するようにして「扉は開けている」ようにしている。行政の力だけでなく自主的にやっていきたい。

2 計画策定のための市民アンケート調査

【概要】○調査期間 令和5年1月25日から2月15日まで

○調査対象者 1,000人

(令和4年12月1日現在 20歳から69歳までの市民を無作為抽出)

○回答数 437人 (回答率 43.7%)

問1 あなたの性別を教えてください。

	回答数	割合
1 男性	190	43.5%
2 女性	247	56.5%
無回答	0	0.0%
計	437	100.0%

問2 あなたの年齢を教えてください。

	回答数	割合
1 20～29歳	64	14.6%
2 30～39歳	72	16.5%
3 40～49歳	85	19.5%
4 50～59歳	102	23.3%
5 60歳以上	114	26.1%
無回答	0	0.0%
計	437	100.0%

問3 あなたのお住いの地域はどこですか。

	回答数	割合
1 糸魚川地域	225	51.5%
2 能生地域	113	25.9%
3 青海地域	98	22.4%
無回答	1	0.2%
計	437	100.0%

問4 あなたに障害はありますか。

	回答数	割合
1 ある(手帳あり)	31	7.1%
2 ある(手帳なし)	11	2.5%
3 ない	393	89.9%
無回答	2	0.5%
計	437	100.0%

問5 障害のある人のために企業や民間団体が行う活動について、どのようなことを希望しますか。（複数回答可）

	回答数	割合
1 障害のある人の雇用の促進	262	15.3%
2 障害者になっても継続して働くことができる体制の整備	306	17.9%
3 障害のある人に配慮した事業所等の改善・整備	213	12.5%
4 職場での精神的な不安定を解消する相談体制の整備	165	9.7%
5 職場での事故防止体制の充実	109	6.4%
6 障害のある人を支援するための介護休暇制度やボランティア休暇制度の充実	137	8.0%
7 障害や障害がある人への理解を深めるための研修の実施	145	8.5%
8 障害のある人に配慮した商品の開発	79	4.6%
9 障害に関連する分野での国際協力の推進	34	2.0%
10 障害のある人のスポーツ、文化、レクリエーション活動に対する支援	95	5.6%
11 障害者団体に対する経済的支援	120	7.0%
12 わからない	33	1.9%
13 その他	8	0.5%
無回答	1	0.1%
計	1,707	100.0%

就労に係る希望（雇用促進・環境整備）の割合が高く、5割弱を占めている。

問6 災害が発生した時、自力で避難することができない方（障害のある人や高齢者等）に対する支援の取組みについて、どのように思いますか。（複数回答可）

	回答数	割合
1 自主防災組織や自治会など地域で取り組んでいくことが望ましい	164	26.3%
2 地域と行政が協力して取り組んでいくことが望ましい	337	54.1%
3 行政が中心となって取り組んでいくことが望ましい	81	13.0%
4 そうした取り組みは必要ない	0	0.0%
5 わからない	22	3.5%
6 その他	7	1.1%
無回答	12	1.9%
計	623	100.0%

地域又は地域と連携した支援を希望する割合が高く、行政中心での取組を希望する人も1割強いる。

問7 障害のある人のための施策のうち、どのようなサービスにもっと力を入れる必要があると思いますか。（複数回答可）

	回答数	割合
1 障害のある人への理解を深めるための啓発・広報活動	133	8.9%
2 就学児に対する、障害のある人への理解を深めるための福祉教育の充実	185	12.4%
3 ホームヘルプサービスなどの在宅サービスの充実	193	12.9%
4 生活の安定を図るための年金や手当の充実	163	10.9%
5 障害のある人に配慮した住宅や建物、交通機関の整備	199	13.3%
6 障害のある子どもの相談・支援体制や教育の充実	208	13.9%
7 障害に応じた職業訓練の充実や雇用の確保	191	12.8%
8 保険医療サービスやリハビリテーションの充実	102	6.8%
9 点字・手話、字幕放送などによる情報提供の充実	82	5.5%
10 わからない	23	1.5%
11 その他	7	0.5%
無回答	11	0.7%
計	1,497	100.0%

障害特性や障害者・障害児でニーズが多様であり、1項目に回答が集中することはないが、その中でも日常生活に係るサービス（在宅サービス、移動、相談・支援）を必要とする回答割合が比較的高い。

問8 障害のある人の権利が損なわれないようにするために、どのような手助けや取り組みがあるとよいと思いますか（複数回答可）

	回答数	割合
1 困りごとをなんでも相談でき、助言をしてくれる相談窓口	266	26.0%
2 弁護士など法律の専門家や法律上の問題をあつかう相談窓口	94	9.2%
3 自分の代わりに交渉ごとや財産等の管理をしてくれるサービス	141	13.8%
4 障害のある人の権利が損なわれたときの苦情を受けつけ、必要に応じて調査や指導などを行う第三者による制度	163	15.9%
5 障害のある人の権利について、障害のある人自身が学ぶ機会を増やすこと	124	12.1%
6 障害のある人の権利について社会の意識を高めること	183	17.9%
7 わからない	36	3.5%
8 その他	4	0.4%
無回答	13	1.3%
計	1,024	100.0%

回答では、困りごとなどを幅広く相談できる窓口を求める回答割合が高い。

問9 この3年間で、次の環境等で障害のある方への理解や差別の解消が進んだと思いますか。

	進んだ	やや進んだ	どちらとも いえない	やや進んで いない	進んで いない	わからない	無回答	計
あなた自身	37 8.5%	93 21.5%	156 36.0%	13 3.0%	48 11.1%	74 17.1%	12 2.8%	433 100.0%
地域	6 1.4%	30 6.9%	147 33.9%	26 6.0%	64 14.8%	142 32.8%	18 4.2%	433 100.0%
学校	15 3.5%	41 9.5%	116 26.8%	13 3.0%	33 7.6%	192 44.3%	23 5.3%	433 100.0%
職場	12 2.8%	46 10.6%	132 30.5%	27 6.2%	60 13.9%	136 31.4%	20 4.6%	433 100.0%
家族の中	20 4.6%	76 17.6%	155 35.8%	8 1.8%	51 11.8%	102 23.6%	21 4.8%	433 100.0%

無回答	4
-----	---

前回アンケートと比較して、「進んだ」・「やや進んだ」の割合は、「あなた自身」・「学校」・「家族の中」で増加している。
「やや進んでいない」・「進んでいない」の割合は、「地域」・「学校」・「職場」・「家族の中」で増加している。
※いずれも「わからない」・「無回答」の回答を除いたときの比較

問10 Q9で「進んだ」、「やや進んだ」にひとつでも☑をつけた方にお聞きします。
障害への理解が進んだと思う理由は何ですか（複数回答可）

	回答数	%
1 パラリンピックなど障害のある方の活躍がよく紹介されるようになった	96	30.5%
2 広報などで障害に関する理解を深める情報が充実してきた	38	12.1%
3 学校などの福祉教育、障害のある子どもとの交流が充実してきた	42	13.3%
4 企業での障害者雇用が増えてきた	45	14.3%
5 イベントや地域の行事等に障害のある人も参加するようになってきた	12	3.8%
6 障害理解に関するイベント、講演会が定着してきた	14	4.4%
7 わからない	14	4.4%
8 その他	41	13.0%
無回答	13	4.1%
計	315	100.0%

前回アンケートと比較して、情報発信・広報の充実・教育の充実・イベント等開催の定着が、障害への理解につながった理由とする回答割合が増加した。
雇用・地域行事等の参加を理由とする回答割合は減っており、問9で、地域や職場で障害の理解が進んでいないとする回答割合の増加と関連した結果となっている。

問11 Q9で「進んでいない」、「やや進んでいない」にひとつでも☑をつけた方にお聞きします。理解が進んでいないと思う理由は何ですか（複数回答可）

	回答数	%
1 障害を受け入れられない意識がまだ根強い	65	13.7%
2 障害に関する理解に必要な情報がまだ不足している	94	19.9%
3 障害のある方が活躍できる職場の環境（制度や支援）が整っていない	76	16.1%
4 学校などの福祉教育、障害のある子どもとの交流が十分でない	28	5.9%
5 まちの施設や交通などバリアフリーが十分でない	54	11.4%
6 地域の中での交流がまだ不十分である	55	11.6%
7 障害者が活動できる場が少ない	69	14.6%
8 わからない	13	2.7%
9 その他	6	1.3%
無回答	13	2.7%
計	473	100.0%

障害への理解が進んでいないと考える理由として、情報不足や不十分な職場環境を回答する割合が高く、不十分な職場環境については問5の回答と関連した結果となっている。

問12 あなたは、次の糸魚川市の施策や福祉サービスなどを知っていますか。

	知っている	言葉だけ聞いたことがある	知らない	無回答	計
ささえあいプラン	33 7.6%	84 19.2%	303 69.3%	17 3.9%	437 100.0%
総合支援法	39 8.9%	88 20.1%	285 65.2%	25 5.7%	437 100.0%
差別解消法	39 8.9%	69 15.8%	308 70.5%	21 4.8%	437 100.0%
手話言語条例	11 2.5%	46 10.5%	360 82.4%	20 4.6%	437 100.0%
タクシー券・燃料券	214 49.0%	111 25.4%	100 22.9%	12 2.7%	437 100.0%
おでかけパス	259 59.3%	90 20.6%	75 17.2%	13 3.0%	437 100.0%
小・中学生バリアフリー	57 13.0%	90 20.6%	269 61.6%	21 4.8%	437 100.0%
高校生バリアフリー	28 6.4%	82 18.8%	306 70.0%	21 4.8%	437 100.0%
市民等バリアフリー	29 6.6%	56 12.8%	331 75.7%	21 4.8%	437 100.0%
障害者理解促進補助金	42 9.6%	100 22.9%	273 62.5%	22 5.0%	437 100.0%
市役所 手話通訳	47 10.8%	39 8.9%	335 76.7%	16 3.7%	437 100.0%
成年後見制度	157 35.9%	91 20.8%	171 39.1%	18 4.1%	437 100.0%
思いやり駐車場	122 27.9%	47 10.8%	253 57.9%	15 3.4%	437 100.0%
ヘルプカード、マーク	162 37.1%	100 22.9%	158 36.2%	17 3.9%	437 100.0%

無回答 0

前回アンケートと比較して、タクシー券・燃料券、おでかけパス、ヘルプカード・マークの認知する割合が2倍以上に増加している。
計画・法律等の認知割合は低いまま推移しており、市が行う障害者理解促進補助金、手話通訳者の窓口設置の取組みも限られた範囲での認知に留まっている。

第3章

糸魚川市ささえあいプラン（障害者計画）

第1節 第6期計画の成果

令和3年3月に策定した第6期計画では、「G元気・E笑顔・O応援 障害者・家族・支援者・市民みんな笑顔の糸魚川に」を基本方針として、6つの施策の柱に区分し、それぞれの施策の方向を掲げて、各種障害福祉施策を推進してきました。

第6期計画の施策の体系と取組の成果については次のとおりです。

1 第6期計画の施策体系

施策の柱	施策の方向
1 相談支援体制の強化	(1) 相談窓口の充実 (2) 情報提供の充実 (3) 権利擁護体制の充実
2 日常生活支援の充実	(1) 日常生活支援サービスの充実 (2) 経済的支援
3 就労支援・雇用促進	(1) 企業の障害者就労理解促進と支援 (2) 福祉的就労の支援とネットワークづくり (3) 就労に関する相談と支援
4 療育・教育・子育て	(1) 一貫したつながる療育 (2) 就学前及び学校教育の充実 (3) 子育て支援の充実 (4) 医療的ケア児への支援
5 安心して暮らせる場づくり	(1) 防災対策の推進 (2) 人にやさしいまちづくり (3) 医療・福祉ネットワークづくり (4) 住まいの確保・生活への支援
6 啓発と理解の促進	(1) 子どものころからの障害者理解 (2) まちぐるみのバリアフリーの推進 (3) 障害者団体との協働 (4) ボランティアへの支援

2 取組の成果

1 相談支援体制の強化

(1) 相談窓口の充実
<ul style="list-style-type: none">・福祉の総合相談窓口として、令和4年度に福祉事務所に地域包括ケア係を設置しました。・障害相談の充実として、令和4年度に新たに市内の相談事業所1か所に業務委託を開始し、市全体では3事業所で幅広く一般相談に対応できる体制を整備しました。・全ての計画相談希望者に相談支援専門員を配置しました。・65歳を迎えて介護保険サービスへ移行となる障害者について、地域包括支援センターと連携して、地域ケア会議を実施し、介護サービス移行につなげました。・令和2年度に開設した地域生活支援拠点を、緊急事態に対応する体制として活用し、利用希望者を登録しました。
(2) 情報提供の充実
<ul style="list-style-type: none">・視覚障害者へ、広報の音声録音CDを配布しました。・聴覚障害者等への要約筆記者の派遣を、上越市の要約筆記サークルと連携し実施しました。・視覚障害者への対面朗読については、令和3・4年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で実施しませんでした。令和5年度に実施しました。・手話奉仕員養成講座を開催しました。修了者数31人(令和3～5年度延べ)・手話ミニ講座を開催し、市民が気軽に手話を体験できる機会を提供しました。
(3) 権利擁護体制の充実
<ul style="list-style-type: none">・身寄りのない障害者に対して、成年後見制度の申立てを市で実施しました。・社会福祉法人が実施する「成年後見制度法人後見」に助成を行い、継続的な後見制度に向けて支援を行いました。・障害者差別解消法に基づき、障害者差別解消支援地域協議会を開催し、情報共有を図りました。

2 日常生活支援の充実

(1) 日常生活支援サービスの充実
<ul style="list-style-type: none">・各サービスにおいて、利用希望者に対し必要なサービスを提供しました。・就労継続支援事業所のJ With You 糸魚川サテライトが新規開設しました。
(2) 経済的支援
<ul style="list-style-type: none">・障害者交通費助成を、令和5年度からタクシー利用・自動車燃料費助成の共通券とし、利用しやすくしました。

3 就労支援・雇用促進

(1) 企業の障害者就労理解促進と支援
・ 障害者雇用に対する理解を進めるため、就労支援部会で作成した「障害者就労DVD」を活用し、特別支援学校や就労支援事業所での講演会等で活用しました。
(2) 福祉的就労の支援とネットワークづくり
・ 農福連携について、新潟県の補助制度を活用し試験的に実施しました。
(3) 就労に関する相談と支援
・ 障害者就労に向けて、障害者就業・生活支援センターさくら、ハローワーク、就労支援事業所等の関係機関で課題を整理・共有しました。 ・ 市内の公立高校3校に、就労支援の必要性と就労に係る課題について説明しました。 ・ 特別支援学校生徒に対して、学校、相談支援専門員、行政機関等の関係者で個別支援会議を開催し、卒業後の支援を行いました。

4 療育・教育・子育て

(1) 一貫したつながる療育
・ 「こども福祉のしおり」を作成しました。 ・ 新潟県の療育相談の実施回数が増え、早期に相談できるようになりました。 ・ 医療機関、保健所、福祉事業所、上越圏域センター、行政機関の関係者のみでなく保護者も含めた会議を開催し、糸魚川市の障害児を支える保健・福祉・医療について検討を行いました。
(2) 就学前及び学校教育の充実
・ 妊娠期から出産・子育て期まで一貫して相談に応じ、必要な支援につなぐ伴奏型相談支援を通して、妊娠期からの家庭支援が充実しました。 ・ 特別支援学級、特別支援学校等において、子どもたちが社会的自立を目指す学習を指導しました。
(3) 子育て支援の充実
・ 放課後等デイサービス事業所の「また明日いといがわ」「ほっぷ・すてっぷ」の新規開設により、受入体制が拡大しました。 ・ 在宅の重度身体障害児に対する訪問入浴サービス事業を開始しました。 ・ 市外の専門施設での療育に係る交通費助成として、ガソリン代助成に加えて高速道路料金の助成を開始しました。 ・ 子ども医療費助成制度の開始により、令和5年10月から子どもの医療費を無料化しました。
(4) 医療的ケア児への支援
・ 医療的ケアが必要な児童も対象とした放課後等デイサービス、児童発達支援事業所の「ほっぷ・すてっぷ」が新規開設しました。 ・ 医療的ケア児コーディネーターを配置しました。 ・ 特別支援学校における看護師配置が充実しました。 ・ 介護者の事情により一時的に在宅介護が困難となった場合に短期間の入院を利用するレスパイト入院の取組が、糸魚川総合病院で継続して行われました。

5 安心して暮らせる場づくり

(1) 防災対策の推進
・ 障害者団体と行政で災害時の避難等について意見交換を実施しました。
(2) 人にやさしいまちづくり
・ 移動等円滑化（バリアフリー）促進方針推進協議会等において、障害者団体と意見交換を行い、令和3年度に糸魚川市移動等円滑化促進方針を策定しました。また、障害者団体とまち歩き点検を行い、歩道の段差の解消等の改善に努めました。
(3) 医療・福祉のネットワークづくり
・ ケア会議において保健師等と連携し、生活習慣の改善やこころとからだの健康づくりについて助言等を行いました。 ・ 重度心身障害者医療費助成制度による助成、自立支援医療制度（育成医療、更生医療、精神通院医療）の給付を行いました。
(4) 住まいの確保・生活への支援
・ グループホームの要望のある地域で整備について、住民に説明し理解を得ました。 ・ 山間部に住んでいる一定要件に該当する障害者を対象とし、屋根雪除雪等が困難な場合に対して除雪費用の一部助成を行いました。 ・ 地域生活支援拠点事業の利用希望者から登録がありました。

6 啓発と理解の促進

(1) 子どものころからの障害者理解
・ 市内の小学校に福祉教育のバリアフリー教室を行い、視覚障害と聴覚障害の当事者の話を聞き、子どものころからの障害者理解を深めました。 ・ こころのバリアフリー教室を市内小学校で実施しました。 ・ 社会福祉協議会で指定している、社会福祉研究普及校と連携し、充実した福祉教育を行いました。
(2) まちぐるみのバリアフリーの推進
・ こころのバリアフリーストーキングを開催し、障害者や支援者からお話いただき、お互いの理解を深めました。 ・ 市役所職員を対象として、障害について理解を深める研修を行いました。 ・ 「バタバタまつり」等のイベントを開催し、福祉サービス事業所の利用者の作品展示を行い障害者への理解を深め、市民への啓発を行いました。 ・ 発達障害について、啓発カードを作成し周知しました。
(3) 障害者団体との協働
・ 団体への運営費の助成や団体のリーフレット配布協力、意見交換を行いました。 ・ バタバタまつりや地域活動支援センターでの活動を通して、障害者同士の交流を実施しました。
(4) ボランティアへの支援
・ 団体への運営費の助成、広報でのボランティア団体の紹介、意見交換を行いました。 ・ 社会福祉協議会において、ボランティアフェスティバルを開催しました。

第2節 第7期計画の基本方針と体系

第7期計画の基本方針を「障害者（児）・家族・支援者・市民 みんなが笑顔で暮らすことのできる地域共生社会の実現」とし、次の7つの施策の柱を設定し、体系的に推進します。

【基本方針】

障害者（児）・家族・支援者・市民
みんなが笑顔で暮らすことのできる地域共生社会の実現

施策の柱	施策の方向
1 相談支援体制の充実・強化	(1) 総合的・専門的な相談支援の実施と体制の強化 (2) 情報保障の充実 (3) 権利擁護体制の充実
2 日常生活支援の充実	(1) 障害福祉サービスの充実 (2) 経済的支援
3 就労支援・雇用の促進	(1) 企業の障害者就労理解促進と支援 (2) 福祉的就労の支援とネットワークづくり (3) 就労に関する相談と支援
4 療育・教育・子育て支援の充実	(1) 一貫したつながる療育 (2) 家庭支援及び学校教育の充実 (3) 子育て支援の充実 (4) 医療的ケア児への支援
5 安心して暮らせる環境の整備	(1) 防災対策の推進 (2) 人にやさしいまちづくり (3) 保健・医療分野との連携 (4) 質の高い生活環境づくり
6 啓発と理解の促進	(1) 学校における障害理解の推進 (2) まちぐるみのバリアフリーの推進 (3) 障害者団体との協働 (4) ボランティアへの支援
7 計画推進のための体制整備	(1) 協議会を通じた取組 (2) 障害福祉人材の確保・定着

第3節 施策別計画

1 相談支援体制の充実・強化

現状と課題

(1) 総合的・専門的な相談支援体制

当市の障害者に関する一般的な相談窓口として、市役所のほか「地域生活支援センターこまくさ」「障害者相談支援事業所エスポアールはやかわ」「相談支援センターみずほ」に委託し、障害者からの様々な相談に対応しています。

福祉サービスを利用している人への計画相談支援を上記の3事業所、障害児相談を「発達支援センターめだか園」「地域生活支援センターこまくさ」「相談支援センターみずほ」の3事業所が行い、全ての計画相談希望者に相談支援専門員を配置しました。

令和4年度からは、福祉の総合相談窓口として福祉事務所に地域包括ケア係を設置しており、引き続き専門性の高い相談支援体制の強化のため、基幹相談支援センターの体制等について検討します。

近年は、複雑で専門的な相談が増えており、地域自立支援協議会の相談支援部会を通じて、相談支援専門員間で情報共有と対応検討を行っていますが、引き続き各相談支援事業所と連携した相談体制が求められています。

また、障害児については、保護者から相談窓口が分かりにくいとの声や、高齢者については、介護保険制度への移行に対する戸惑いの声があり、ライフステージの変化による支援者や支援方法の変更が課題となり、個別の丁寧な対応が必要です。

障害のある人の重度化・高齢化や親亡き後を見据えた居住支援に対する相談体制としては、令和2年度に地域生活支援拠点を開設しており、登録者は徐々に増えていますが、実際の緊急利用はありません。

(2) 情報保障

情報保障は、障害の有無等にかかわらず、同等の情報が確保されるように情報提供を行うことで、市ではホームページ・安心メール・市公式LINEや広報等を情報提供の手段として活用していますが、多様なニーズに対応した情報発信はまだ不十分と言えます。

聴覚障害者には、福祉事務所で「手話通訳者」を設置しています。また、手話通訳者の養成のための「奉仕員養成講座」や、市民から手話に関心を持ってもらえるように市民向け「手話ミニ講座」を実施しています。今後は更に、要約筆記ボランティアの養成も必要です。

視覚障害者には、ボランティア団体による点訳、広報の音声録音CDの配布、本や郵便物等を対面で読んでもらう対面朗読を実施していますが、今後は音声認識ソフトウェア等のコミュニケーションツールを活用した対応も必要です。

(3) 権利擁護体制

権利擁護支援のための成年後見制度の安定した運用のため、法人後見を行う社会福祉法人に助成を行っており、本人の権利を擁護する体制づくりと制度の利用促進が必要です。

障害者虐待対応では、虐待に関する理解を進め、適切な対応について啓発に努める必要があります。また、虐待事案が発生したときにスムーズに対応できるようマニュアルの整備が必要です。

障害者差別解消については、平成 30 年度から「糸魚川市障害者差別解消支援地域協議会」を開催し、障害者の権利の必要性、重要性について共有化を図っていますが、より多くの市民からも理解を深めてもらう必要があります。

施策の方向

(1) 総合的・専門的な相談支援の実施と体制の強化

推進 施策	取組内容
① 相談窓口の充実・強化	<ul style="list-style-type: none">・福祉サービス利用の有無にかかわらず、まずは「気軽に相談できる」体制を整え、内容に応じて各相談機関と関係機関をつなぐ役割を担います。・総合的・専門的な相談に対応する「基幹相談支援センター」の機能を担う体制を検討し、相談窓口体制を強化します。・「こども福祉のしおり」を活用し、子どもの相談窓口を明確にするとともに、教育委員会と福祉事務所の連携による相談体制を強化します。
② 途切れのない相談支援	<ul style="list-style-type: none">・「地域検討会」を開催し、福祉事業所の担当者間で、支援が困難な方のケース検討を行い、課題を掘り起こし、より良い支援につなげます。・「相談員連絡会」を定期的で開催し、相談支援専門員間の横のつながりを持ち、地域全体として相談の質を高めます。・家庭・地域・福祉・医療・教育等の関係機関のネットワーク化を進め、乳幼児期から高齢期まで途切れのない相談支援体制を強化します。・介護保険の対象となる人に対しては、相談支援専門員と地域包括支援センターのケアマネージャーと連絡調整しながら介護保険制度への移行を進めます。・子どもに対する相談は、相談支援専門員や他の専門職ともつながる中で、乳幼児期から学齢期まで一貫して行います。
③ 地域生活支援拠点の活用	<ul style="list-style-type: none">・障害者の家族が急に在宅介護できない場合や虐待からの一時避難等、緊急対応が必要なときには、「地域生活支援拠点」を活用します。

(2) 情報保障の充実

推進 施策	取組内容
① 情報提供の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害特性に配慮した、分かりやすく、使いやすいホームページづくりに努めます。 ・ 「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」に基づき、視覚障害者等の読書環境の整備を推進します。 ・ ボランティア団体による声の広報や、点訳等を継続するとともに、音声訳による対面朗読についても朗読者の派遣を行います。 ・ 「障害者福祉のしおり」を毎年作成し、広く希望者に配布します。また音声での聞き取りが可能になるように音声読み上げ版のテキスト化を行います。
② 意思疎通支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手話言語条例に基づき、手話の普及や啓発を進める中で、聴覚障害者とそれ以外の住民が互いを尊重し共生できる地域づくりを進めます。 ・ 市役所に手話通訳者を設置します。 ・ 手話通訳を必要とする聴覚障害者に手話通訳者を派遣します。 ・ 手話通訳者養成のための養成講座と、より手話に親しんでいただくための市民向けミニ講座を行います。 ・ 音声認識ソフトウェア等の機器を窓口で使用することで、聴覚障害者との会話をサポートします。 ・ 要約筆記ボランティアの養成に取り組みます。

(3) 権利擁護体制の充実

推進 施策	取組内容
① 権利擁護支援のためのネットワークづくり	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本人支援のために専門職・関係機関との協力体制を構築し、意思決定支援、身上保護を重視した後見活動を支援します。 ・ 相談機能の充実のほか、制度活用のための事例検討や受任調整会議等を実施し体制の整備を進めます。
② 地域のニーズに対応した利用支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 法人後見を実施する社会福祉法人に助成を行います。 ・ 市民後見人の育成のため、養成講座やフォローアップ研修等を実施します。 ・ 経済的に不安のある人でも成年後見制度が利用できるよう、後見人等に対する報酬等の助成事業を行います。 ・ 積極的な制度利用が必要なケースの場合は、相談支援事業所等と連携し、相談対応や申立支援を行います。

推進 施策	取組内容
③ 成年後見制度の活用のための普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・将来、本人や親族等が成年後見制度を利用する必要が生じた際に、適切に制度を利用することができるよう、一般市民向けの普及啓発事業を実施します。
④ 虐待防止対策の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者、障害者施設の職員、相談支援専門員等を対象に、虐待に関する理解の促進を図り、虐待防止の啓発に努めます。 ・相談体制の充実を図り、未然防止等の取組を進めます。 ・虐待防止マニュアルを活用し、関係機関等との密接な連携の下、早期発見、早期対応に努めます。 ・虐待を受けた障害者への心のケアや支援を行います。
⑤ 障害者への差別解消の取組	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者差別解消法及び障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」という。）の趣旨を、広く市民に理解してもらえるよう、市や民間の広報やパンフレット、研修会等により理解を進めます。 ・糸魚川市障害者差別解消支援地域協議会を定期的を開催し、事例の共有や解決に努めます。 ・障害者へ合理的配慮を提供する民間事業所等に助成を行います。 ・市職員においては、全ての窓口等で適切な対応に努めます。

2 日常生活支援の充実

現状と課題

(1) 障害福祉サービスの充実

障害者が住み慣れた地域で自立した生活を営むため、障害者の特性や状況に応じて、介護給付や訓練等給付費等の障害福祉サービスの提供を行っています。

市内で提供できる障害福祉サービスにも限りがありますが、限られた資源の中で、必要とするサービス支給量はおおむね確保されている状況にあります。

しかし、障害者のライフステージの変化や家族の高齢化等に伴う家族形態の変化により、サービス利用者のニーズは多様化しており、今後とも、適切なサービス支給量の確保が必要となっています。

ささえあいプラン作成のための市民アンケート調査での「障害者のための施策のうち、どのようなサービスにもっと力を入れる必要があると思いますか。」という問いに対して、訪問系サービス、移動支援、相談支援といった日常生活に係るサービスを必要とする回答した割合が高くなっています。

また、国の法律改正等に伴う動向にも注視し、利用者ニーズを把握するとともに、地域自立支援協議会を活用しながら、サービス事業者と連携し、市として必要な施策の検討を行い、サービス提供体制を整える必要があります。

(2) 経済的支援

障害者の生活基盤を確立するため、障害の程度や状況によって、障害年金や特別児童扶養手当等の各種手当の制度があります。

また、市では障害者の経済的負担を軽減するため、特別障害者手当等の支給や重度心身障害者医療費助成制度、自立支援医療制度による医療助成、社会参加を促進するための障害者交通費の助成等を行っています。

ささえあいプラン作成のための市民アンケート調査での「糸魚川市の施策や福祉サービスなどを知っていますか。」という問いに対して、タクシー券・燃料券、おでかけパスを知っていると回答した割合は76%と高く、サービスの認知が進んでいます。

今後も継続した助成を行うとともに、受給資格者に不利益が生じないように、確実な情報提供等に努める必要があります。

施策の方向

(1) 障害福祉サービスの充実

推進 施策	取組内容
① 訪問系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・訪問系サービスについては、必要なサービス支給量の確保、人材の確保、新たなサービス提供について事業所に働きかけます。 ・家庭において入浴等の支援が困難な重度身体障害者等に対して、ホームヘルパーによる入浴介助や訪問入浴サービスを実施します。
② 日中活動系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・生活介護については、市内事業所の受入れとともに介護保険施設の基準該当事業所の利用を進めます。 ・居場所づくりとしての、地域活動支援センターの充実や日中一時支援事業を実施し、日中活動の場を提供します。 ・一般就労が困難な方に、働く場を提供し、知識や能力向上のために必要な訓練を行う場を拡充します。 ・余暇活動の場の設定と外出のための移動支援を組み合わせた支援を検討します。
③ 居住系サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅での生活が困難な障害者については、入所施設等において適切な介護、訓練が受けられるよう支援します。 ・入所者の高齢化に対応するため、施設職員のスキルアップを図るとともに、高齢者施設へスムーズに移行できるように関係者の連携を進めます。 ・重度心身障害者等の医療が必要な人に対するサービスについても、市内外の施設利用ができるよう、受入体制を拡充します。 ・グループホーム整備により受入体制を拡充します。 ・地域生活支援拠点により、居住支援を行います。 ・精神科病院の入院患者等、地域への移行を進めるため、地域生活に必要な居住に関する支援や地域生活に移行するための相談等を実施します。
④ 共生型サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者施設だけでは不足する社会資源を、介護保険施設の利用により拡大できるように対応します。 ・利用者のニーズに合ったサービスを受けられるよう、サービス事業所等と連携します。
⑤ 余暇支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ活動をはじめとした余暇活動を支援します。 ・余暇活動とボランティアをつなぎ、民間事業所も参加できるような仕組みづくりを検討します。

推進 施策	取組内容
⑥ 移動サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外での移動が困難なため、余暇活動等の社会参加ができない人等に対して移動支援事業による外出支援を充実させます。 ・複数の利用者を支援する「グループ型支援」の実施について検討します。 ・障害者の社会参加促進を図るため、タクシー料金や自動車燃料費の助成を行います。 ・市内路線バスの定期券「おでかけパス」の購入費助成を行います。
⑦ 福祉用具支給の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・失われた身体機能を補うための補装具や安定した日常生活を送るために必要な日常生活用具等を給付します。 ・福祉用具については、ニーズを把握し対象品目の追加や金額の見直し等を行います。

(2) 経済的支援

推進 施策	取組内容
① 各種手当の支給	<ul style="list-style-type: none"> ・受給資格者に対して不利益が生じないように、手続等について確実な情報提供を行うとともに、各種手当の支給を行います。
② 各種助成制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会による生活福祉資金貸付制度や住宅改修に係る補助制度等の支援を行います。 ・障害福祉サービスの利用に伴い、自己負担額が過大となった世帯に対して、上限月額を超えた自己負担額を給付します。 ・身体(1～3級)、知的(A判定)、精神(1級)の重度の障害者へ重度心身障害者医療費助成制度による助成を行い、特定の病気等に対する自立支援医療制度(育成医療、更生医療、精神通院医療)の周知・給付を行います。 ・市の施設の利用料減免制度や有料道路通行料割引、交通費助成等制度の周知に努め、利用の促進を図ります。

3 就労支援・雇用の促進

現状と課題

(1) 企業の障害者就労理解促進

「障害者雇用促進法」で、事業主に対して、従業員に占める障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるように義務付けられ、令和5年3月の法改正により、その割合が令和6年4月以降は2.5%、令和8年7月以降は2.7%に段階的に引き上げられることが決まっています。

現在、糸魚川市内で障害者雇用促進法の対象となる従業員数以上の民間企業数は43社で、実雇用率は2.85%（令和4年6月1日現在）となっており、新潟県平均の2.23%を上回っています。当市は法定雇用率の対象とならない小規模・零細企業が多く、雇用したくてもサポートする人材が不足している、通勤のための公共交通機関の利用に課題があるという意見もあり、就労前後のサポートの必要性が浮かび上がりました。また、企業への説明会を実施していますが、業種によって関心に差がある状況です。

令和4年度の一般企業へ就職実績は、就労支援事業所から6人、特別支援学校から1人であり、職種は福祉施設や建設業等、様々な職場で就労しています。今後も、新たに創設される就労選択支援サービスや就労定着支援サービスにより職場定着できるような支援を行い、引き続き、ハローワーク、障害者就業・生活支援センターさくら、就労支援事業所、特別支援学校等と連携し、一人でも多くの方が本人に合った就労に結びつくような支援が必要です。

(2) 福祉的就労の支援

一般就労が難しい障害者については、能力や適性に応じた福祉的就労の場を確保することが必要です。また、工賃収入を増やす中で、本人が働くことへのやりがいを持ち、生活全般の意欲向上につながるよう支援することも必要です。

また、就労継続支援事業所では、農福連携として農作物の栽培や鳥の飼育等を実施していますが、農業をはじめとした第一次産業にかかわらず、第二次、第三次産業をつなぐ中で、糸魚川の資源を活かした取組について検討が必要です。

(3) 就労に関する相談と支援

障害者の就労に関する相談は、福祉の相談窓口だけでなく、ハローワークや障害者就業・生活支援センターさくらの出張相談会等、就労に特化した専門的な相談を受ける体制ができています。

しかし、企業において病気や障害を抱える従業員への相談等については、「相談しづらい。相談場所が分からない。」という意見があります。今後は、法改正に伴う一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用について、企業と連携した相談支援体制づくりも重要となります。

また、特別支援学校の生徒等については、在学中の実習時点から就労支援を行う体制があり、学校を中心に関係者の協力による個別支援が行われています。

施策の方向

(1) 企業の障害者就労理解促進と支援

推進 施策	取組内容
① 地元企業との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・企業の障害者雇用に対するニーズの把握に努めます。 ・地域の企業と連携し、企業の求める人材の育成と、業務の開拓、環境調整等により、障害者が貴重な仕事の担い手となるよう支援することで、法定雇用率の引上げにつなげます。
② 企業等への制度の啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・企業に対し各種助成制度等の情報を発信し、障害者の雇用拡大を働きかけます。 ・ハローワーク等と連携し、障害者を雇用している企業の講演会、市内就労支援事業所の見学会等、障害者就労への理解を進めるための周知を行い、就労訓練の場の確保に努めます。 ・障害者を多数雇用している企業に対し、優遇措置を行います。 ・障害者の就労支援の全体像が分かるハンドブックを作成し、啓発を進めます。

(2) 福祉的就労の支援とネットワークづくり

推進 施策	取組内容
① 就労支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・就労継続支援事業所において、一般企業等での就労が困難な人に対し、就労の機会や生産活動の場を提供し、障害の特性に応じた支援を行います。 ・障害を持つ人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担う就労選択支援の取組を行います。
② ネットワークを活用した就労機会の確保・提供	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等からの業務委託の啓発を行い、農業を含め、福祉事業所で作業可能な部分の積極的な受託を促します。 ・就労支援部会の活動充実によるネットワークづくりを行います。

(3) 就労に関する相談と支援

推進 施策	取組内容
① 就労の相談	<ul style="list-style-type: none">・障害者就業・生活支援センターさくらの出張相談会、就労支援事業所、ハローワーク、相談支援事業所による相談等、就労に関する相談について随時対応します。・企業において病気や障害を抱える従業員への相談等について、関係機関で連携し支援を行います。・事業所間で情報共有を図り、本人の選択によるスムーズな就労ができるように支援を行います。
② 特別支援学校生徒等の進路への支援	<ul style="list-style-type: none">・特別支援学校の個別教育支援計画と個別移行支援計画を基に、教育・福祉・雇用の関係機関が連携し、本人の希望や能力に応じた進路選択を支援します。・福祉的就労を希望する生徒に対して、卒業後も途切れない支援ができるよう、相談支援専門員が早期に関わります。・社会適応がスムーズにいかず、サポートが必要な生徒に対して気軽に相談できる環境づくりを行います。

4 療育・教育・子育て支援の充実

現状と課題

当市では、日本一の子どもを育てる「0歳から18歳までの子ども一貫教育方針」により、子どもの発達段階に応じた、途切れのない支援を目指しています。

支援が必要な子どものために、更なる関係機関の連携の仕組みづくりや、幼児期からの専門性の高いきめ細かな療育支援の継続が求められています。

(1) 一貫したつながる療育

当市では、出生時から子どもの発達を促す関わりを推進し、発達に心配がある子どもについては、必要に応じて児童発達支援サービスにつなげ、早期の療育相談や相談支援を行っています。

学校教育においては、特別支援学校は市立ひすいの里総合学校（小学部・中学部）と、新潟県立高田特別支援学校白嶺分校（高等部）のみならず、特別支援学級や通級指導教室等で障害児や特別な支援を必要とする子どもへの指導を行っています。

障害児の相談については、「相談窓口がいくつもあり、どこに相談して良いか分からない」、「保育園や学校を卒業する節目ごとに支援が途切れると感じる。」といった声があり、支援の継続性が求められています。

(2) 家庭支援及び学校教育

発達障害やその疑いのある子どもの増加に伴い、子育てや療育支援の充実とともに家庭内での子どもの愛着形成や発達を促す関わりへの取組を進めています。

また、学校教育では、障害の状況や発達特性に応じたきめ細かな支援を行うことができるよう、教育の質を高める取組とともに、スクールカウンセラー等の他職種による連携の強化が重要となってきています。

(3) 子育て支援の充実

就学児を対象とした放課後等デイサービスは、これまで実施事業所が1か所でしたが、令和5年度に3か所に増えました。また、多くの方が利用できるようになり、療育手帳を所持していない発達障害児から医療的ケアを必要とする児童まで幅広くサービスを提供できる体制が整いました。引き続き、支援体制の充実を目指した取組を進めます。

(4) 医療的ケア児への支援

令和5年度に、重症心身障害児にも対応できる児童発達支援事業所が開設され、医療的ケアが必要な方に対する支援が強化されました。また、市立やまのい保育園には看護師が配置されており、市立ひすいの里総合学校においても看護師の配置が充実してきています。

しかし、重症心身障害児にも対応できる施設入浴の利用ニーズには十分に対応できていないことから支援体制の充実に向けた取組を進めます。

施策の方向

(1) 一貫したつながる療育

推進 施策	取組内容
① わかりやすい相談窓口の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・「こども福祉のしおり」を活用し、子どもの相談窓口を明確にするとともに、教育委員会と福祉事務所の連携による相談体制を強化します。 ・「子どものことばとこころの発達相談」や新潟県で実施している「療育相談」で専門家による療育相談を行います。 ・障害児相談支援専門員が障害児利用支援計画を基に、保育園等と連携して支援を行います。 ・特別支援教育コーディネーターを中心とした相談体制の充実を図ります。 ・子どもに対する相談は、相談支援専門員や他の専門職ともつながる中で、乳幼児期から学齢期まで一貫して行います。
② わかりやすい福祉サービスの情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・「こども福祉のしおり」を作成し、広く希望者に配布します。 ・「幼児ことばの相談室」や、障害児通所支援事業の利用を希望する人に対して情報提供を行い、より良い療育体制を目指します。

(2) 家庭支援及び学校教育の充実

推進 施策	取組内容
① 家庭支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児健康診査等の機会を活用し、0歳から発達を促す家庭教育を支援します。
② 学校教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・市立ひすいの里総合学校、新潟県立高田特別支援学校白嶺分校において、社会的自立を目指す学習を指導します。 ・支援の必要性に応じて家庭・地域・県と連携し、専門性の高い教育の充実を図ります。
③ 教育相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室の在籍児童生徒のみならず特別な支援を必要とする子どもに対し教育・福祉・医療が連携し、途切れのない相談支援を図ります。

(3) 子育て支援の充実

推進 施策	取組内容
① 安心した子育てへの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービスや児童発達支援における様々な体験を通じて、子どもの発達支援の充実を図ります。 ・保護者の集いを開催して保護者間のつながりをつくり、安心した子育てにつなげます。 ・福祉サービスを活用し、介護者の事情により一時的に在宅介護が困難となった場合に短期間の入院等のレスパイトを実施します。
② 経済的な負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの利用に伴い、自己負担額が過大となった世帯に対し、上限月額を超えた自己負担額を給付します。 ・市外の療育施設に通う子どもの通院に対して自動車燃料費、高速道路料金の助成を行います。 ・子ども医療費助成制度の開始により、令和5年10月から子どもの医療費を無料化しました。 ・福祉サービス利用における自己負担額の上限月額を算定するための世帯要件を緩和します。

(4) 医療的ケア児への支援

推進 施策	取組内容
① 支援体制の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害児が利用できる福祉事業所と課題を共有し、サービス内容の充実を図ります。 ・医療的ケア児が必要とする保健・医療・福祉・教育等の多分野にまたがる支援利用の調整等を行う医療的ケア児コーディネーターと連携し、途切れのない相談支援を行います。 ・「相談支援ファイル」を活用し、途切れのない支援を提供していきます。 ・重症心身障害児にも対応できる施設入浴設備の利用ニーズに対し、サービス提供に対する支援を行います。 ・家庭において入浴等の支援が困難な重症心身障害児に対して、訪問入浴サービスを実施します。

5 安心して暮らせる環境の整備

現状と課題

少子高齢化が進む現代社会において、人材の不足やサービスの低下等が大きな社会課題となっています。「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人一人が生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らす「地域共生社会」を創っていくことが重要です。

(1) 防災対策の推進

自然豊かな当市は、地すべりや風水害等の自然災害が発生しやすい地域です。一人一人が自分の身の安全を守る意識を持つとともに、行政や地域は防災対策を整える必要があります。

特に、耳や目や身体が不自由で支援が必要な人は、災害時の避難については、個別支援計画の作成と的確な防災情報の入手や地域住民による自主防災の取組が求められています。

(2) 人にやさしいまちづくり

多数の人が利用する建築物については「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」により徐々にバリアフリー化が進んでおり、歩行空間についても、新潟県の「バリアフリーまちづくり事業」と連携しながら歩道への点字ブロック敷設や信号機の設置等の整備が進められています。

今後も、誰もが利用しやすい施設や暮らしやすいまちを目指してバリアフリー化を進める必要があります。

(3) 保健・医療分野との連携

生活習慣病は、障害の原因にもなり得ることから、健康に対する意識付けが重要です。市の保健師、栄養士等と連携し、家族を含めた健康に対する理解促進に努める必要があります。

また、統合失調症やうつ病等のほかに発達障害で精神福祉保健手帳を取得する人も多くなってきていますが、市内には精神科が少なく入院施設はありません。受診体制の維持が課題となっています。

(4) 質の高い生活環境づくり

住まいと暮らしへの支援は、地域で暮らす障害者やその家族にとって大きな課題です。

「ささえあいプラン作成のための市民アンケート調査」では、親亡き後の生活を心配する意見がありました。

市として、その受け皿となるグループホームの整備助成や地域住民への理解周知に取り組み、令和元年度に「ホームつくし糸魚川」、令和2年度に「グループホームハウズルーエ」が開設されましたが、グループホームのない能生地域においては強い要望があり、早期の整備が必要です。

また、アパート等で単身生活を希望する人もあり、地域で生活していくための支援を継続していく必要があります。

施策の方向

(1) 防災対策の推進

推進 施策	取組内容
① 防災・安全対策の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害等により災害時に支援が必要な人に対して「避難行動要支援者登録」を案内し、災害時の行動について自ら考える等、防災に対する正しい知識の周知に努めます。 ・ 行政として災害発生時に迅速かつ的確な支援を行えるように、民生委員や地域の自主防災組織と連携しながら要援護者の支援体制を検討し、障害者が積極的に防災訓練に参加できるよう取り組みます。 ・ 福祉や医療の対応が必要な人のために福祉避難所の確保を検討します。 ・ 避難所での安全な移動の配慮、視覚障害や聴覚障害等、各障害に応じた情報伝達の配慮や必要物品の配置等の環境整備に努めます。
② 緊急時の情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急時の情報発信として、広報防災無線、安心メール、市公式 LINE 等で発信します。 ・ 視覚障害者用ラジオの普及や、聴覚障害者へのNET119番等の登録を推進し、災害時における情報提供に努めます。 ・ 一人暮らしの重度障害がある人等が、急病や災害時等の緊急事態に迅速かつ適切な対応を図れるよう、緊急通報装置の設置を推進します。

(2) 人にやさしいまちづくり

推進 施策	取組内容
① ハード面のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共事業による建築物の新設や歩道等の改修を行う際には、事前に障害者団体等からの意見聴取を行う中で、障害者でも安全に安心して利用できるようなユニバーサルデザインを推進します。 ・ 障害者への合理的配慮を行った民間事業所に対して助成を行います。 ・ 公共施設を新設するときには、各障害等の特性に対応したバリアフリースイールの整備に努めます。

(3) 保健・医療分野との連携

推進 施策	取組内容
① 保健との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりを支援するため、各種健診やがん検診、歯科検診、健康相談等を実施し、障害者やその家族への受診の周知と働きかけを行います。 ・保健師、栄養士等と連携し、生活習慣の改善やこころとからだの健康づくりを推進します。
② 医療との連携	<ul style="list-style-type: none"> ・上越圏域での、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて関係機関と協議を行います。 ・障害者にとっての「かかりつけ医」、「認定障害者診療医（歯科）」等、身近な医療機関は大事な存在であり、今後も引き続き地域で受診できる体制づくりに努めます。

(4) 質の高い生活環境づくり

推進 施策	取組内容
① 住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者等からの要望が多い能生地域のグループホームの整備を進めます。 ・新たにグループホームを整備する法人に対し、国県の助成金に加え、市も建設費の一部を助成するとともに、地域住民への周知と理解を進めます。 ・将来的にグループホームでの生活やアパート等での一人暮らしを目指す人に対し、短期入所や宿泊型自立訓練施設の利用を通して、個々に合った住まいの確保を支援します。 ・緊急時の住まいの確保として、地域生活支援拠点を有効に活用します。
② 生活への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・山間部に住んでいる一定要件に該当する障害者を対象とし、屋根雪除雪等が困難な場合に対して除雪に係る費用の一部助成を行います。

6 啓発と理解の促進

現状と課題

(1) 学校における障害者理解の推進

当市は「0歳から18歳までの子ども一貫教育方針」の下、子どもの頃からの障害等に対する正しい理解を深めています。

子どもたちを対象に、「こころのバリアフリー教室」や「こころのバリアフリー講座」の実施、「社会福祉研究普及校」との連携を継続的に行うことにより、障害や病気に対する理解を深める取組が必要です。

(2) まちぐるみのバリアフリーの推進

令和3年5月に障害者差別解消法が改正され、合理的配慮の提供が民間事業者にも義務付けられました。民間事業者での合理的配慮が促進されるよう、合理的配慮に必要な経費を助成するとともに、企業に対しても研修等の機会を提供することが必要です。

また、イベントや広報誌等を通し、市民への障害に対する理解・啓発を推進する必要があります。

(3) 障害者団体との協働

障害者団体の活性化のため、活動費等の支援を行っていますが、各団体でも会員が高齢化し、会員数も減少傾向にあります。

また、障害者同士の交流の場も少ないため、障害者団体等のニーズを把握する中で、障害者スポーツ等の機会創出への支援等を行う必要があります。

(4) ボランティアへの支援

市内では、手話通訳、点訳、朗読等のボランティア団体が活動しており、団体の活動を継続していくために、活動の運営費の一部を助成しています。

本計画の策定に伴い、ボランティア団体へのグループインタビューを行った結果、各団体とも、会員の高齢化や会員数の減少に伴う、活動の縮小傾向、運営体制維持に対する不安の声がありました。今後の活動に支障がないよう、団体活動の周知、資格養成講座等を実施する必要があります。

また、ボランティアの育成については、社会福祉協議会を核として各種支援団体と連携し、より多くの市民ボランティアの養成と活動の場の検討が必要です。

施策の方向

(1) 学校における障害理解の推進

推進 施策	取組内容
① 学校における福祉教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちに対し地域の障害者から学ぶ「こころのバリアフリー教室」や「こころのバリアフリー講座」を実施し、学校における障害理解を推進します。 ・社会福祉協議会で指定している「社会福祉研究普及校」と連携し、より充実した福祉教育を行います。
② 特別支援学校との交流	<ul style="list-style-type: none"> ・特別支援学校との交流による福祉学習を実施し、早期段階において、障害者への理解の普及に努めます。 ・障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する環境づくりに努めます。

(2) まちぐるみのバリアフリーの推進

推進 施策	取組内容
① ソフト面のバリアフリー	<ul style="list-style-type: none"> ・企業等に対して合理的配慮に対する研修を提案し、障害について理解を進めるように努めます。 ・障害者への合理的配慮を行った民間事業所に対して助成を行います。
② 広報等による住民の理解・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・市の広報誌、ホームページや社会福祉協議会の「いといがわ社協だより」等に障害者福祉の情報の提供を行い、住民への理解・啓発を推進します。 ・民間団体の広報紙等でも障害の情報掲載を依頼し、啓発に努めます。
③ イベント等による啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉事業所で普段から制作している美術・工芸作品等の展示を積極的に行います。 ・福祉関係イベントや民間のイベントに参加し、障害者団体や事業所の活動を周知し、啓発に努めます。 ・障害福祉に関心を持ってもらえるようなイベント等を開催します。

(3) 障害者団体との協働

推進 施策	取組内容
① 障害者団体との協働	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者団体の活動を活性化するため、団体のリーフレット配布の協力や活動費の一部助成等を行うとともに、障害者団体と相談・協働をしながら支援を行います。
② 障害者同士の交流	<ul style="list-style-type: none">・ 障害者同士が交流する機会を作るため、障害者団体とも連携する中で、意見交換やスポーツ等の機会創出を支援します。・ 地域が主体の障害者スポーツ教室等の開催を支援します。

(4) ボランティアへの支援

推進 施策	取組内容
① 障害者ボランティア団体への支援	<ul style="list-style-type: none">・ 団体の活動を継続していくために、団体活動の周知や運営費の一部助成を行います。
② 市民ボランティアの充実	<ul style="list-style-type: none">・ 地域で障害福祉のために活動する手話通訳、点訳、朗読、要約筆記等の市民ボランティアの人材育成を支援します。・ 社会福祉協議会を核とし、支援団体と協力しながらボランティアの養成を行うとともに、民間事業所や市民が協力できるボランティア体制づくりを検討します。

7 計画推進のための体制整備

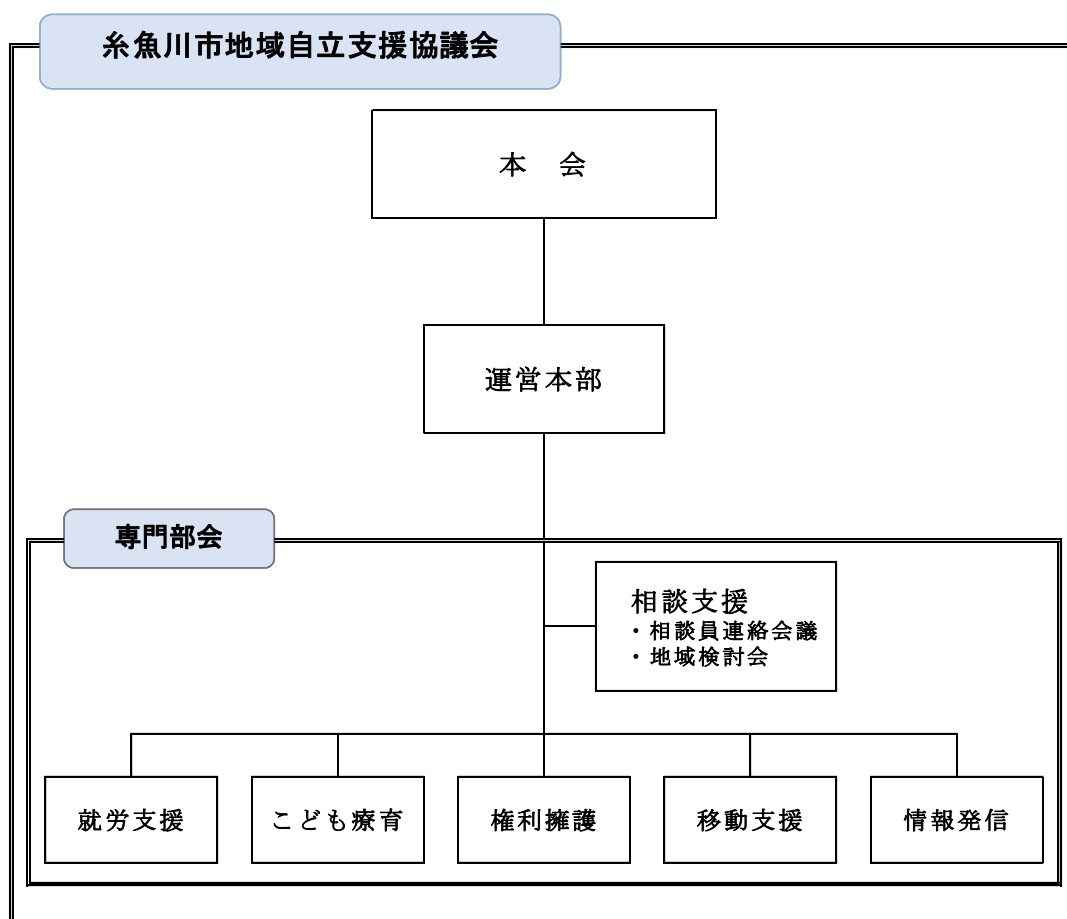
現状と課題

(1) 協議会を通じた取組

地域自立支援協議会は、各専門部会で把握した障害に係る地域の課題を共有し、検討、改善、解決等を行う役割を担います。

令和5年度の障害者総合支援法の改正に伴い、協議会の活性化を図り、障害者個々の事例について情報共有するとともに、関係機関による協議会への情報提供が努力義務化されます。

当市では、令和5年度に協議会の本会・運営本部・各専門部会の縦と横のつながりを強固にし、障害者個々の事例について共通認識を持ち、障害福祉の地域課題に取り組むために、組織体系の見直しを行いました



(2) 障害福祉人材の確保・定着

全国的にホームヘルパーや施設職員等のサービスの担い手である福祉・介護従事者の確保が困難な状況となっています。

将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供していくためには、提供体制の確保と併せて、人材の確保、ICTの導入による事務負担の軽減が必要です。

施策の方向

(1) 協議会を通じた取組

推進 施策	取組内容
① 協議会を通じた取組	<ul style="list-style-type: none">・協議会及び各専門部会において個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保します。

(2) 障害福祉人材の確保・定着

推進 施策	取組内容
① 障害福祉人材の確保・定着	<ul style="list-style-type: none">・市の広報誌への情報掲載や学生の職業体験等の機会を捉えて、障害福祉に携わる職場の魅力について情報提供を行い、啓発に努めます。・福祉事業所に対し、国県からの職場環境の整備やハラスメント対策、ICTの導入による事務負担の軽減に係る情報提供を行います。

第4章 糸魚川市ささえあいプラン（障害福祉計画）

第1節 福祉サービス等の内容

1 福祉サービス等について

平成17年10月の「障害者自立支援法」成立により、障害福祉サービスは市町村が主体となって、障害者の自立支援に必要な介護給付サービスや、就労支援、地域生活移行に関わるサービスを一元的に提供する仕組みとなり、平成25年4月施行の「障害者総合支援法」でもその仕組みが継承され、福祉サービスの充実や日常生活及び社会生活を総合的に支援すること等を進めています。

障害者総合支援法によるサービスは、次の二つに大別されます。

- (1) 「自立支援給付」：障害者の障害程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われるもので、大きく「介護給付」「訓練等給付」「自立支援医療」「補装具」の4つに分類されます。このうち、「介護給付」の9種類のサービスと「訓練等給付」の6種類のサービスを合わせて「障害福祉サービス」といいます。

令和5年5月の障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部改正により、「入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援」「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」「福祉施設から一般就労への移行等」「障害児のサービス提供体制の計画的な構築」「発達障害者等支援の一層の充実」「地域における相談支援体制の充実・強化」「障害者等に対する虐待の防止」「地域共生社会の実現に向けた取組」「障害福祉サービスの質の確保」「障害福祉人材の確保・定着」「よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の推進」「障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化」が計画を作成するに当たって、即すべき事項とされました。

障害福祉サービスを利用する人に対しては「計画相談支援」により、サービス等利用計画の作成が義務付けられています。

- (2) 「地域生活支援事業」：市が実施主体となる法定化された事業であり、市町村の創意工夫により利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる事業です。

事業としては、「理解促進研修・啓発事業」「相談支援事業」「成年後見制度利用支事業」「意思疎通支援事業」「日常生活用具給付等事業」「移動支援事業」「地域活動支援センター」等があります。

2 福祉サービス等の提供に当たっての現状と課題

市民へのアンケート、障害者団体やボランティア団体とのグループインタビューの内容について地域自立支援協議会等で課題を分析しました。

(1) 相談支援の体制づくり

相談には、障害に至る前の相談も含めた「一般相談」や障害福祉サービスを利用する人に対する「計画相談支援」があり、相談支援専門員を中心に相談に応じています。相談は複雑化し、多方面にわたっており、障害から保健、医療等へつなぐ役割も多く総合的・専門的な相談支援体系の整理が必要です。

(2) 障害者や家族の高齢化

障害者の高齢化とあわせて、「親亡き後」の生活支援が大きな課題です。支援を受けながら、自宅やグループホームで生活ができる能力を身に付ける支援により将来に備えることが重要です。また、高齢障害者の介護保険制度へのスムーズな移行も課題です。

(3) 就労へのつながりのある支援

一般就労や福祉的就労は、収入を得るだけでなく、社会の中で役割を持ち、生きがいを見付け、一人一人の個性と能力を発揮できる活躍の場を持つためにも重要です。就労を促進するために、関係機関が連携し企業等へ情報提供をすると同時に、就労を希望する人には、就労のための能力向上、就労選択のきめ細かい支援、就労継続のための支援が必要です。

(4) 安心して暮らせる環境づくり

ささえあいプラン作成のための市民アンケート調査で「災害が発生した時、自力で避難することができない人（障害者や高齢者等）に対する支援の取組について、どのように思いますか。」の問に対して、行政や地域等との関わりが必要とする回答の割合が9割以上となっています。

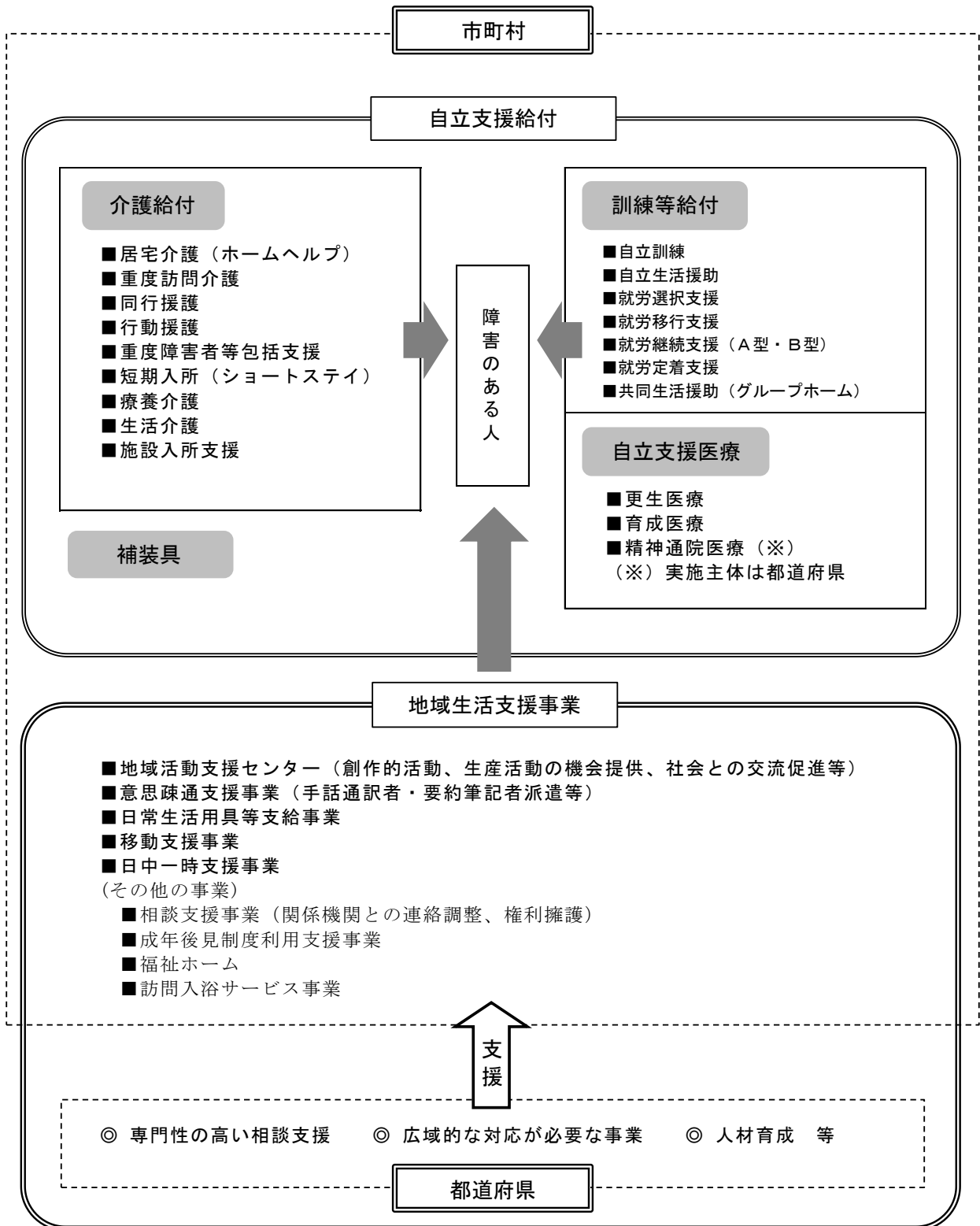
障害のある人に対し、平常時の避難訓練の参加を支援することや災害時の的確な防災情報の発信や地域住民による自主防災の取組が求められています。

(5) 福祉・介護従事者の充実

全国的にサービスの担い手である福祉・介護従事者の確保が困難となっています。福祉サービスのニーズが増大し、サービスの質の一層の向上が求められる中、サービスを担う質の高い人材の育成とともに、職場環境の整備、魅力的な職場であることの周知・広報が必要です。

3 福祉サービス等の体系及び内容

福祉サービス等の体系



福祉サービス等の内容

■障害福祉サービス

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の障害があり常に介護が必要な人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護や外出時の移動支援等を総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人につき、外出時において同行し、移動に必要な情報提供や移動の援護、排せつ、食事等の介護等を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な人の中でも介護が必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護、生活介護、短期入所等の障害福祉サービスを包括的に提供します。
	短期入所 (ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常に介護が必要な障害のある人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護等を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
	施設入所支援	施設に入所する人に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行います。また、日常生活能力をより向上させるため泊まりによる訓練も行います。
	就労選択支援	障害者本人が就労先、働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する者に、一定期間、生産活動やその他の活動の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援 (A型・B型)	一般企業等への就労が困難な者に、就労の機会の提供や、生産活動その他の活動の機会を提供し、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労定着支援	一般就労した障害者について、就労の継続を図るために、就労に伴う生活面の課題等に対し、企業・自宅等への訪問や必要な連絡調整、指導・助言等の支援を行います。
	自立生活援助	地域で一人暮らしをする障害のある人に対し、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な情報提供や助言等の支援を行います。
	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行います。

■地域生活支援事業（主な支給決定サービス）

サービスの名称	内 容
地域活動支援センター	機能訓練、創作的活動、入浴サービス等を行います。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることが困難な人へ、手話通訳や要約筆記等を派遣します。
日常生活用具等支給事業	自立した生活を営むために、日常生活用具の給付をします。
移動支援事業	屋外での移動が困難な者に、外出のための支援を行います。
日中一時支援事業	障害児の日中における活動の場所を提供し、見守り等を行います。

■相談支援サービス

計画の種類	計画作成者	計画の内容
計画相談支援	指定特定 相談支援事業者 (市で指定)	障害福祉サービス等利用計画を作成し、サービス事業者等との連絡調整等を行います。 また、定期的な検証（モニタリング）を行い、計画の見直しやサービス調整を行います。
地域相談支援	指定一般 相談支援事業者 (県で指定)	○地域移行支援 障害者支援施設や精神科病院等から地域での生活に移行するための支援計画の作成や、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整等を行います。 ○地域定着支援 居宅において単身で生活している障害者を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な各種支援を行います。
障害児相談支援	障害児 相談支援事業者 (市で指定)	児童福祉法による障害児通所支援サービス等の障害児支援利用計画を作成し、サービス事業者等との連絡調整等を行います。 また、定期的な検証（モニタリング）を行い、計画の見直しやサービス調整を行います。

第2節 国の基本指針に基づく成果目標

1 第6期計画の目標値と実績の評価

第6期計画で設定した数値目標について、令和4年度末の実績（一部令和5年度の実績見込み）による評価を行いました。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項目		数値	考え方
令和4年度末時点の入所者数		65人	令和4年度末の施設入所者数
削減見込	目標数値	0人(0.0%)	令和5年度末段階での削減見込数
	実績(見込み)	0人(0.0%)	
地域生活移行者数	目標数値	0人(0.0%)	令和4年度末の施設入所者のうち、施設からグループホーム等へ移行する人数
	実績(見込み)	0人(0.0%)	

【評価】

- ・令和3年度末以降の3年間で、施設入所者の死亡・入院による減少はありますが、地域生活への移行者数は0人となっています。施設入所者は重度障害者が多く、地域への移行は困難な状況であると分析します。

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

活動指標	3年度	4年度	5年度
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	2	2	2
保健・医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	24	24	24
保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2	2	2
精神障害者の地域移行支援（単位：人）	0	1	1
精神障害者の地域定着支援（単位：人）	3	2	2
精神障害者の共同生活援助（単位：人）	0	0	0
精神障害者の自立生活援助（単位：人）	0	0	0

【評価】

- ・当市には精神科は2施設で、入院病棟のある精神科病院はなく、入院を必要とする市内の精神科診療所受診者のほとんどは上越市の精神科病院へ入院しており、長期入院となっている人もいます。今後も上越圏域での福祉、保健、医療との連携が不可欠であり、長期入院者への退院、地域移行も含めて検討する必要があります。

(3) 地域生活支援拠点等の機能の充実

項 目	数 値	
令和5年度末時点の地域生活支援拠点確保	1 か所	
地域生活支援拠点の年1回以上の検証及び検討の実施	令和3年度	1
	令和4年度	0
	令和5年度	1

【評価】

- ・地域生活支援拠点については、令和2年度末までに地域において複数の事業所が分担して機能を担う面的整備を行いました。
- ・障害を持つ人に対する将来的な居住の支援として、まずは居住体験の機会提供等の「予防的支援」を行うため、関係事業所と連携し、引き続き体制を維持します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

項 目		数 値	考 え 方
令和元年度の一般就労移行者数		5 人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度の一般就労移行者数	目標数値	6 人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
	実績(見込み)	6 人	
(就労移行支援事業)		数 値	考 え 方
令和元年度の一般就労移行者数		3 人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度の一般就労移行者数	目標数値	3 人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
	実績(見込み)	3 人	
(就労継続支援A型事業)		数 値	考 え 方
令和元年度の一般就労移行者数		1 人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度の一般就労移行者数	目標数値	1 人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
	実績(見込み)	1 人	
(就労継続支援B型事業)		数 値	考 え 方
令和元年度の一般就労移行者数		1 人	令和元年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度の一般就労移行者数	目標数値	1 人	令和5年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数
	実績(見込み)	2 人	

【評価】

- ・令和5年度、福祉施設から一般就労へ移行する人は6人を目標としていました。実績としても6人となっており、目標数値を達成しました。

② 就労定着支援事業の利用者数

項 目		数値	考え方
令和5年度末の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数（A）		6人	令和5年度末において就労移行支援事業を通じて、一般就労した者の数
目標年度の(A)のうち 就労定着支援事業利用者数	目標数値	2人	令和5年度末において(A)のうち 就労定着事業を利用した者の数
	実績(見込み)	3人	

【評価】

- ・令和5年度末の就労定着支援事業の利用者数は目標より多い見込みです。引き続き、利用者のニーズに応じた支援を進めていきます。

③ 就労移行率が8割以上の就労定着支援事業所の割合

項 目		数値	考え方
令和5年度末の就労定着支援事業所の数		1か所	令和5年度末における就労定着支援事業所の数
令和5年度末の就労定着率8割以上の事業所の数	目標数値	1か所	令和5年度末において就労定着率8割以上の事業所の数
	実績(見込み)	1か所	

【評価】

- ・市内の就労定着支援事業所は1か所で、目標は達成されており、一般就労への定着が図られています。

(5) 相談支援体制の充実・強化等

項 目	体制の有無
令和5年度末時点での総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無	有
令和5年度末時点での地域の相談支援体制を充実・強化する体制の有無	有

活 動 指 標	3年度	4年度	5年度
総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無	無	有	有
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	24	24	24
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	24	24	24
地域の相談支援との連携強化の取組の実施回数	24	24	24

【評価】

- ・令和4年度に、福祉の総合窓口として福祉事務所に地域包括ケア係を設置しました。引き続き、専門性の高い相談支援体制の充実・強化のため、基幹相談支援センターについて、当市でどのような体制が可能か検討していきます。

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

項 目	体制の有無	考え方
令和5年度末時点での障害福祉サービスの質の向上を図るための取組に関する事項を実施する体制構築の有無	有	研修は、地域自立支援協議会等を通じて年2回程度実施。

活 動 指 標	有無	3年度	4年度	5年度
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数		2	2	2
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の有無と実施回数	有	1	1	1

【評価】

- ・数値目標は達成していますが、引き続き、各種研修の活用や事業所との情報共有に努め、障害福祉サービスの提供を図ります。

2 第7期計画の成果目標

国の基本指針に即し、「施設入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「地域生活支援の充実」、「福祉施設から一般就労への移行等」、「相談支援体制の充実・強化等」、「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」について、令和8年度における成果目標を設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

○国の基本指針：令和8年度末において、地域生活に移行した者の成果目標を設定。

ア 令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

イ 令和8年度末において、令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減することを基本とし、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

目標達成の基本的方向

現在、市内の入所施設は2施設ありますが、施設入所者の大部分が当該施設の入所が長期になっており、両施設とも入所者の高齢化・重度化が進んでいます。介護保険施設への移行もあわせて検討する必要がありますが、現状の入所者の中でグループホーム等への地域移行は困難なことから、移行者数は0人と見込みます。

また、入所待機者がいる状況であるため、削減は困難であり、削減数も0人としています。

今後は、重度障害に対応したグループホーム等の住まいの場の検討や地域生活移行のための相談支援の充実、高齢福祉との連携等が必要となってきます。

数値目標

項目	数値	考え方
令和4年度末時点の入所者数(A)	65人	令和4年度末時点の施設入所者数
目標年度末時点での入所者数(B)	65人	令和8年度末時点の施設入所者数
【目標値】入所者数削減見込み(C=A-B) 削減率(イ=C/A×100)	0人 0.0%	入所者数にかかる差引減少見込み 数
【目標値】地域生活移行者数(D) 地域移行率(ア=D/A×100)	0人 0.0%	施設入所からグループホーム等へ 移行した者の数

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 国の基本指針：令和8年度末において、地域生活に移行した者の成果目標を設定。
- ア 精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を325.3日以上とすることを基本とする。
 - イ 精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）を設定する。
 - ウ 精神病床における早期退院率（入院後3か月時点、入院後6か月時点、入院後1年時点）を設定する。

目標達成の基本的方向

当市には精神科は2施設しかなく、入院病棟のある精神科病院もなく、市内の精神科診療所受診者で必要のある人は上越市等の精神科病院へ入院しており、長期入院となっている人もいます。

精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、就労、地域の助け合い、教育が包括的に確保された体制について今後も計画的に推進する必要があります。

数値目標

活動指標	6年度	7年度	8年度
保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	1	1	1
保健・医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	20	20	20
保健・医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	1	1	1
精神障害者の地域移行支援（単位：人）	1	1	1
精神障害者の地域定着支援（単位：人）	1	1	1
精神障害者の共同生活援助（単位：人）	2	2	2
精神障害者の自立生活援助（単位：人）	1	1	1
精神障害者の自立訓練（生活訓練）（単位：人）	2	2	2

(3) 地域生活支援の充実

① 地域生活支援の充実

○国の基本指針：令和8年度末までに、各市町村において地域生活支援拠点を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進める。
また、年1回以上、支援の実績等を踏まえた運用状況を検証及び検討する。

目標達成の基本的方向

障害者の重度化・高齢化、「親亡き後」の支援については当市においても重要な課題であり、令和2年度末までに地域生活支援拠点の面的整備を行いました。適宜、登録や利用状況等から検証や検討を実施し、当市に見合った形での実施を継続します。

数値目標

項目	数値	
目標年度末時点の地域生活支援拠点	1か所	
目標年度末時点のコーディネーターの配置人数	1人	
年1回以上の検証及び検討の実施	令和6年度	1回
	令和7年度	1回
	令和8年度	1回

② 強度行動障害を有する者への支援体制の充実

○国の基本指針：令和8年度までに、各市町村又は圏域で、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。

目標達成の基本的方向

強度行動障害者に対して適切な支援ができるように、障害支援区分認定調査の行動関連項目の点数集計や療育手帳所持者の状況把握を通して支援ニーズを把握し、地域の関係機関との連携を図りながら支援体制の整備を進めます。

数値目標

項目	数値
目標年度末時点での支援体制の有無	有

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 福祉施設から一般就労への移行

○国の基本指針：福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度までに一般就労に移行する者を令和3年度の移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。

具体的には、以下について、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定する。

- ・就労移行支援事業：1.31倍以上

さらに、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

- ・就労継続A型事業所を通じた移行者数：概ね1.29倍以上

- ・就労継続B型事業所を通じた移行者数：概ね1.28倍以上

目標達成の基本的方向

現在、市内には就労継続支援A型事業所1か所、就労継続支援B型事業所2か所、就労移行支援事業所2か所があり、令和3年度は9名が一般就労しました。

当市は障害者雇用が義務とならない小規模・零細企業が多い中、毎年一定数が一般就労に結びついています。今後も、企業との連携を進める中で、一般就労への移行を進めていきます。

数値目標

項目	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数(A)	9人	令和3年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数(B) 目標値 = B / A	10人 1.1倍	令和8年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労する者の数
(就労移行支援事業)	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数(A)	2人	令和3年度において、就労移行支援事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】目標年度の一般就労移行者数(B) 目標値 = B / A	2人 1.0倍	令和8年度において、就労移行支援事業を通じて一般就労する者の数
令和4年度末の就労移行支援事業所の数(C)	1か所	直近の年度末における就労移行支援事業所の数
【目標値】 目標年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の数(D) 目標値 = D / C	1か所 100%	令和8年度において、就労移行支援事業所のうち、就労移行率が5割以上の事業所の数

(就労継続支援A型事業)	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数(A)	1人	令和3年度において、就労継続支援A型事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数(B) 目標値 = B / A	1人 1.0倍	令和8年度において、就労継続支援A型事業を通じて一般就労する者の数
(就労継続支援B型事業)	数値	考え方
令和3年度の一般就労移行者数(A)	6人	令和3年度において、就労継続支援B型事業を通じて一般就労した者の数
【目標値】 目標年度の一般就労移行者数(B) 目標値 = B / A	7人 1.2倍	令和8年度において、就労継続支援B型事業を通じて一般就労する者の数

② 就労定着支援事業の利用者数

○基本指針：令和8年度における就労定着支援事業の利用者数を、令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。

目標達成の基本的方向

一般就労後、就労継続支援事業等から継続して受ける支援と障害者就業・生活支援センターさくらからの支援を通して職場定着を促進し、個々のニーズに応じて就労定着支援事業の利用を進めていきます。

数値目標

項目	数値	考え方
令和3年度就労定着支援事業の利用者数(A)	2人	令和3年度における就労定着支援事業等の利用者の数
【目標値】 目標年度就労定着支援事業利用者数(B) 目標値 = B / A	2人 100%	令和8年度における就労定着支援事業等の利用者の数

③ 就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所の割合

○国の基本指針：令和8年度において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。

※「就労定着率」の定義：

過去6年間に就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の仕事所に42月以上78月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合

目標達成の基本的方向

市内1か所の就労定着支援事業所で、就労定着率7割となるよう支援していきます。

数値目標

項目	数値	考え方
令和4年度末の就労定着支援事業所の数(A)	1か所	直近の年度末における就労定着支援事業所の数
【目標値】 目標年度の就労定着率7割以上の事業所の数(B) 目標値 = B / A	1か所 100%	令和8年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所の数

(5) 相談支援体制の充実・強化等

○国の基本指針：令和8年度末までに、次の体制を確保することを基本とする。

- ア 総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターの設置
- イ 基幹相談センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制

目標達成の基本的方向

令和4年度に、福祉の総合窓口として福祉事務所内に地域包括ケア係を設置しました。引き続き、専門性の高い相談支援体制の充実・強化のため、基幹相談支援センターの設置について、当市の限られた資源の中でどのような体制が可能か検討していきます。

数値目標

項 目	体制の有無	考え方
令和8年度末時点での基幹相談支援センターの設置	1か所	相談支援の体制強化のためには、基幹相談支援センターは必要であり、当市でどのような体制が可能か検討していく。
令和8年度末時点での地域の相談支援体制の強化を図る体制の有無	有	
令和8年度末時点での個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善等を行うために必要な協議会の体制の有無	有	

活 動 指 標	6年度	7年度	8年度
総合的・専門的な相談支援を実施する体制の有無	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する専門的な指導・助言件数	0	60	60
地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	2	2	2
地域の相談支援との連携強化の取組の実施回数	12	12	12

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

○国の基本指針：令和8年度末までに都道府県及び市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする。

目標達成の基本的方向

障害福祉サービスの利用者が真に必要とするサービスを提供していくため、また、障害福祉サービス等の質を向上させるため、引き続き各種研修の活用や事業所との情報共有に努めます。

数値目標

項 目	体制の有無	考え方
令和8年度末時点での障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制の有無	有	障害福祉サービス等に係る各種研修の活用、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有等

第3節 障害福祉サービスの実績と今後の見込み量

令和8年度の数値目標を達成するため、第6期計画の進捗状況を勘案し、令和6年度から令和8年度の各年度における障害福祉サービス及び相談支援の種類ごとに必要なサービス量を見込み、その見込量確保のための方策を定め、計画的に取り組みます。

注) 1 「今までの取組状況」における令和5年度の実績は、現段階での見込みとなります。

2 1人の利用者が複数の日中活動系サービスを選択できることから、サービス量の実績や見込みについては利用実人数が重複して計上される場合があります。

※サービス見込量の単位について

- ・「障害福祉サービス」については、原則1か月当たりの延べ量及び実利用人数を見込みます。
- ・単位が、「時間」「人日」の場合は、1か月当たりの延べ量です。
- ・単位が、「人」の場合は、実人数です。
- ・「人日」は、「月間の利用人数×1人1か月当たりの平均利用日数」です。

1 訪問系サービス

今までの取組状況

サービス名		単位	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 (見込み)
居宅介護	見込量	時間	630	660	690	550	550	550
	実績	時間	486.8	532.9	671.0	561.0	562.9	550
		人数	60	62	62	54	60	55
重度訪問介護	見込量	時間	100	100	100	100	100	100
	実績	時間	0	0	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0	0	0
同行援護	見込量	時間	40	45	45	40	40	40
	実績	時間	30.5	30.8	35.0	23.8	52.6	53
		人数	7	8	2	7	9	9
行動援護	見込量	時間	10	10	10	10	10	10
	実績	時間	0	0	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0	0	0
重度障害者等 包括支援	見込量	時間	0	0	0	0	0	0
	実績	時間	0	0	0	0	0	0
		人数	0	0	0	0	0	0

現状と課題

- ・居宅介護は、利用希望者にはサービス提供ができていますが、家族形態の変化や自立支援を目的とした利用の増加が見込まれ、必要なサービス支給量の確保が必要です。
- ・同行援護は、令和4年度の実利用者数は9人ですが、潜在的な利用ニーズがあり、サービスを利用していない人に対して制度の周知を行っていくことが必要です。
- ・重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援については、直近3年間での利用実績はありませんが、今後は福祉事業所とサービス提供について検討していくことが必要です。

サービス見込量

サービス名	単位	6年度	7年度	8年度	考え方
居宅介護	時間	570	580	590	現在の利用実績と一人当たりの平均的な利用時間から見込む。
	人数	60	61	62	
重度訪問介護	時間	100	100	100	直近3年間で利用実績はないがアンケート等の利用ニーズから1名の利用を見込む。
	人数	1	1	1	
同行援護	時間	53	59	59	現在の利用実績に潜在的な利用ニーズを見込む。
	人数	9	10	10	
行動援護	時間	10	10	10	直近3年間で利用実績はないがアンケート等の利用ニーズから1名の利用を見込む。
	人数	1	1	1	
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0	当該サービスの提供事業所の開設見込がないため。
	人数	0	0	0	

見込量確保のための方策

- ・居宅介護、同行援護については、福祉事業所と連携し、必要なサービス支給量を確保します。
- ・重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援については、福祉事業所とサービス提供について検討します。

2 日中活動系サービス

今までの取組状況

サービス名		単位	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 (見込み)
生活介護	見込量	人日	2,090	2,128	2,166	2,128	2,140	2,140
	実績	人日	2,074.3	2,125.8	2,535.0	2,192.5	2,099.0	2,077.6
		人	116	116	144	136	125	115
自立訓練 (機能訓練)	見込量	人日	10	10	10	10	10	10
	実績	人日	0	0	0	0	0	0
		人	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練・日中)	見込量	人日	320	320	320	180	180	180
	実績	人日	140.9	93.4	93.0	81.5	76.0	84.8
		人	13	6	6	5	5	7
自立訓練 (生活訓練・夜間)	見込量	人日	312	312	312	312	312	312
	実績	人日	74.4	75.3	74.0	57.2	85.4	68.2
		人	7	3	3	2	4	3
就労移行支援	見込量	人日	280	280	280	250	250	250
	実績	人日	209.7	244.4	187.0	231.2	247.6	235.3
		人	23	25	12	15	21	19
就労継続支援 (A型)	見込量	人日	494	494	494	450	450	450
	実績	人日	460.8	442.3	543.0	432.7	376.3	391.5
		人	27	24	24	21	23	24
就労継続支援 (B型)	見込量	人日	1,360	1,394	1,428	1,200	1,200	1,200
	実績	人日	1,182.0	1,180.3	1,317.0	1,153.3	1,125.0	938.0
		人	89	89	81	75	96	82
就労定着支援	見込量	人	0	3	3	10	10	10
	実績	人	0	4	5	7	9	8
療養介護	見込量	人	17	17	18	20	20	20
	実績	人	15	17	18	19	20	20
福祉型 短期入所	見込量	人日	225	240	250	160	160	160
	実績	人日	178.2	150.5	147.0	161.0	108.1	108.5
		人	52	59	38	30	54	41

サービス名		単位	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 (見込み)
医療型 短期入所	見込量	人日	—	—	—	40	40	40
	実績	人日	—	—	—	6.2	10.3	25
		人	—	—	—	4	5	3

現状と課題

- ・生活介護について、利用者は一定数あり、利用者は重度化の傾向が見られます。生活介護は利用ニーズの高いサービスで、今後も多くの利用が見込まれるため、必要なサービス支給量を確保する必要があります。
- ・自立訓練（機能訓練）については、市内に対応する施設がなく、新規事業所の開設が望まれます。
- ・自立訓練（生活訓練）については、市内1か所の事業所がサービス提供を行っていますが、生活介護との多機能事業所であり、定員も少ないため、安定した利用が困難な状況です。新規事業所の開設が望まれます。
- ・就労移行支援については、一般就労等を希望する人が一定期間利用するため、利用者数の大きな増加はありませんが、必要な人に対し漏れなく支援する必要があります。また、法改正に伴い、一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用について、企業とつながる相談支援を行うことが求められます。
- ・就労継続支援について市内ニーズは高く、今後、新規事業所が開設する予定もあり、必要なサービス支給量の確保を行います。各就労支援事業所の特色を生かし、個々の能力や適性等とマッチングすることが期待されます。
- ・就労定着支援により、一般就労後に安定した就業となるよう就労継続支援事業等からの半年間の支援を行うが職場定着につながらないケースがあります。引き続き、個々のニーズに応じた利用を進めていきます。
- ・療養介護については、医療を必要とする障害者で常時介護を必要とする人が利用しています。令和6年に、上越市内で療養介護病床が新規開設されました。
- ・福祉型短期入所については、市内4か所の事業所で提供しています。いずれも高い稼働率となっています。今後は自立生活に向けた利用のニーズが高くなると見込まれます。

サービス見込量

サービス名	単位	6年度	7年度	8年度	考え方
生活介護	人日	2,125	2,159	2,193	現在の利用実績傾向から若干の増加を見込む。
	人	125	127	129	
自立訓練 (機能訓練)	人日	10	10	10	直近3年間で利用実績はないがアンケート等の利用ニーズから2名の利用を見込む。
	人	2	2	2	
自立訓練 (生活訓練・日中)	人日	100	190	190	新規事業所開設の予定があり、令和7年度に増加を見込む。
	人	7	12	12	
自立訓練 (生活訓練・夜間)	人日	80	80	80	直近3年間で利用実績から増減なしと見込む。
	人	3	3	3	
就労選択支援	人	0	0	10	福祉施設から一般就労への移行者の利用を見込む。
就労移行支援	人日	250	250	250	直近3年間で利用実績から増減なしと見込む。
	人	25	25	25	
就労継続支援 (A型)	人日	450	450	450	新規事業所開設の予定がなく、増減なしと見込む。
	人	25	25	25	
就労継続支援 (B型)	人日	1,170	1,300	1,300	新規事業所開設の予定があり、令和7年度に増加を見込む。
	人	90	100	100	
就労定着支援	人	10	10	10	直近3年間で利用実績から増減なしと見込む。
療養介護	人	24	24	24	介護病床の増床予定があり、令和6年度に増加を見込む。
短期入所 (福祉型)	人日	125	150	150	現在の利用実績から若干の増加を見込む。
	人	50	60	60	
短期入所 (医療型)	人日	25	30	35	同上
	人	5	6	7	

見込量確保のための方策

○ 生活介護

- ・市内で利用できる障害福祉施設9か所と介護保険の基準該当施設の利用等により確保します。

○ 自立訓練

- ・自立訓練（機能訓練）については、市内での対応施設がないため、身体障害を主とする障害者支援施設等に実施の働きかけを行います。
- ・自立訓練（生活訓練）については、市内1か所の事業所と新規開設予定の事業所等でサービス提供を行います。

○ 就労選択支援

- ・就労選択支援は、障害のある人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担う制度で、障害者総合支援法の改正により新たに創設されます。
- ・障害者施設から一般企業への就労者数を、1年で10人程度見込んでおり、ハローワーク、事業所間との連携を強化し、サービス提供を行います。

○ 就労移行支援

- ・市内の事業所で、特別支援学校等から一般就労を目指すための支援を行い、必要なサービス量の確保に努めます。
- ・一般就労をより進めていくために、ハローワークとの連携を強化し、サービス提供を行います。

○ 就労継続支援

- ・就労継続支援A型については、市内1か所の事業所を通じて必要なサービス支給の確保に努め、A型事業所として最低賃金を確保できるよう仕事量の確保等を働きかけます。
- ・就労継続支援B型については、市内2か所の事業所及び新たに開設予定の事業所と連携して必要なサービスの確保に努めます。

○ 就労定着支援

- ・障害者施設から一般企業への就労者数を、1年で10人程度見込んでおり、個々のニーズに応じてサービス提供を行います。

○ 療養介護

- ・市外の医療機関でのサービス利用となりますが、上越市内で療養介護病床が新規開設しました。

○ 短期入所

- ・市内事業所を通じてサービス量の確保を努めるとともに、利用ニーズに対応できるよう調整していきます。
- ・福祉型短期入所は、障害者施設だけでなく、既存の介護保険施設での空床を利用した短期入所の指定を進められるよう働きかけを行います。
- ・医療型短期入所については、市内でのサービス提供事業所はないため、必要に応じて提供可能な施設への利用を調整します。

3 居住系サービス

今までの取組状況

サービス名		単位	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 (見込み)
自立生活援助	見込量	人	—	—	—	0	1	1
	実績	人	—	—	—	0	0	0
共同生活援助 (グループホーム)	見込量	人	35	40	45	48	53	53
	実績	人	38	37	48	44	46	47
施設入所支援	見込量	人	67	67	67	69	69	69
	実績	人	70	69	71	65	65	65

現状と課題

- ・ 令和元年度と令和2年度に新設されたグループホームを含め、現在、市内には2つの法人と1つの株式会社で6棟のグループホームが運営されており、新たに能生地域でグループホームの整備を進めています。
- ・ 保護者等からは、親亡き後の生活を考え、将来的にグループホームを住まいとしたいという希望が寄せられています。

サービス見込量

サービス名	単位	6年度	7年度	8年度	考え方
自立生活援助	人	1	1	1	直近3年間で利用実績はないが今後の利用を見込む。
共同生活援助 (グループホーム)	人	47	52	52	グループホーム開設の予定があり、令和7年度に増加を見込む。
施設入所支援	人	65	65	65	直近3年間で利用実績から増減なしと見込む。

見込量確保のための方策

- ・ 自立生活援助については、これまでに施設入所又はグループホームから一人暮らしに移行した実績はありませんが、必要に応じて事業実施の受入先等を検討します。
- ・ グループホームについて、整備主体の法人に対して国県補助と合わせて整備に係る費用を補助します。
- ・ 地域での生活や、集団での生活等が困難な人等、施設での24時間支援が必要な障害者に対して、施設入所支援サービスを継続的に実施します。

4 相談支援

今までの取組状況

サービス名		単位	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 (見込み)
計画相談支援	見込量	人/月	28	28	54	75	80	85
	実績	人/月	55	72	99	74	78	80
地域移行支援	見込量	人/月	3	3	2	3	3	3
	実績	人/月	2	1	0	0	1	1
地域定着支援	見込量	人/月	2	2	2	2	2	2
	実績	人/月	0	0	2	2	3	1

現状と課題

- ・ 計画相談支援は、指定を受けた市内4か所の指定特定相談支援事業所が計画作成を行っています。
- ・ 令和4年度実績では、1か月当たりの計画作成数、モニタリング数の実績は平均78件であり、市内の相談支援専門員（7人）1人当たりの負担が大きくなっています。新たな相談支援専門員の育成や確保が必要です。
- ・ 精神科病院等から地域生活へ移行する人に対する地域移行支援やその後の地域定着支援については必要な支援を行います。

サービス見込量

サービス名	単位	6年度	7年度	8年度	考え方
計画相談支援	人/月	80	85	85	現在の利用実績から若干の増加を見込む。
地域移行支援	人/月	1	1	1	直近3年間で利用実績から増減なしと見込む。
地域定着支援	人/月	1	1	1	直近3年間で利用実績から増減なしと見込む。

見込量確保のための方策

- ・ サービスの利用を必要な人が、自立に向けて安心して相談できる総合的な相談の場が必要であり、相談支援専門員の人員確保や高度化・専門化する相談に対応するための人材育成に努めます。
- ・ 市内の事業所で地域移行・地域定着の支援ができる体制づくりを進めます。

第4節 地域生活支援事業の実績と今後の見込み量

1 理解促進研修・啓発事業

今までの取組状況

- ・広報いといがわに「こころのバリアフリー」に関する特集記事を掲載する等、障害福祉の啓発に努めました。
- ・令和2年度に「障害者理解促進啓発事業」による、障害者に合理的配慮を提供した民間事業者への助成を開始し、筆記ボードの購入やトイレの改修、障害者用駐車場の整備費用に助成を行っています。
- ・市職員を対象に、窓口・電話対応の際の障害者との関わり方を学ぶため、「こころのバリアフリー研修」や「こころのバリアフリー教室」を開催しました。また、地域住民向けにバリアフリー懇談会を開催し、地域活動支援センターでの活動を紹介する等障害者の理解を促しました。
- ・小学校での「こころのバリアフリー教室」、糸魚川白嶺高校での「こころのバリアフリー講座」を開き、理解促進に努めました。

現状と課題

- ・市民へのアンケートで、地域・学校・職場で「この3年で障害者への理解や差別の解消が進んだ」と答えた市民の割合は、令和2年度のアンケートと比較して16%から19.5%に若干増加しましたが、まだ十分とは言えません。そのため、理解促進研修・啓発事業を体系的かつ継続的に行うことが必要です。
- ・今後も、市内の福祉事業所、民間事業所と連携して、多くの市民から障害について理解してもらう取組を継続することが必要です。

今後の取組

- ・定期的なイベント開催、市民を対象にした出前講座を体系的に行います。
- ・若い世代から知ってもらうことが重要なことから、市内の小中高等学校を訪問し、当事者の障害の体験や話を通して理解を深める取組を行います。

2 自発的活動支援事業

今までの取組状況

- ・障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等やその家族、地域住民等がピアサポート、災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動等自発的に行う活動を支援しています。

現状と課題

- ・当市では、手話通訳や点訳等のボランティア活動や、イベントでの物販販売等を通して、障害者等の自発的な取組を支援しています。イベント開催や物販販売は行政や福祉事業所等が主導していますが、将来的に障害者等の活動が少しでも自立できるように継続して支援していく必要があります。

今後の取組

- ・ささえあいプラン作成のための市民アンケート調査で「休日の過ごし方が課題」とする意見もあり、休日明けに不安定になっている人も見られます。余暇支援とボランティアの活動とをつなぎ、スポーツ団体の活動と連携する等、自立した活動への支援を進めていきます。

3 相談支援事業

今までの取組状況

サービス名	単位	3年度	4年度	5年度 (見込み)
障害者相談支援事業	か所	4	4	4
基幹相談支援センター	設置	無	無	無
市町村相談支援機能強化事業	実施	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施	無	無	無

現状と課題

- ・ 障害者やその家族からの相談は、相談支援事業を委託している地域生活支援センターこまくさ、障害者相談支援事業所エスポアールはやかわ、相談支援事業所みずほの3事業所と福祉事務所で対応しています。
- ・ 地域自立支援協議会の専門部会を通じて個別支援やケース検討を行い、相談支援専門員や福祉事業所間のネットワークづくりを進める中で、個別の課題を地域課題として検討しています。
- ・ 多様な障害に対応した相談窓口、また相談の内容から保健、医療、介護保険、就労相談等多方面の関係機関へつなぐ役割も求められています。令和4年度からは福祉の総合相談窓口として福祉事務所内に地域包括ケア係を設置しました。総合的・専門的な相談支援の窓口として基幹相談支援センターの設置を検討します。

サービス見込量

サービス名	単位	6年度	7年度	8年度	考え方
障害者相談支援事業	か所	4	4	4	現在の設置数を維持し、基幹相談支援センター設置と併せて実施か所を検討する。
基幹相談支援センター	設置	無	有	有	
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施	有	有	有	継続実施
住宅入居等支援事業	実施	無	無	無	基幹相談支援センター設置と併せて実施か所を検討する。

見込量確保のための方策

- ・ 障害者相談支援事業は、現在、相談支援事業所に委託して行っていますが、相談内容が専門化・高度化しており、保健、医療等へつなぐ役割も重要であることから、総合的・専門的な相談支援体制の強化のため、当市の人的資源（相談支援専門員、精神保健福祉士、社会福祉士等）を活かした基幹相談支援センターの体制について検討します。
- ・ 能生地域は糸魚川地域からの距離が遠く、障害福祉施設が少ない現状もあります。今後グループホーム整備と併せて、能生地域での相談しやすい窓口体制を検討します。
- ・ 住宅入居等支援事業については、基幹相談支援センターの整備と併せて検討します。

4 成年後見制度利用支援事業・成年後見制度法人後見支援事業

今までの取組状況

- ・成年後見制度利用支援事業については、報酬助成として令和4年度は2名の利用があり、今後も一定の利用が見込まれます。
- ・市長申立て支援として、その費用の助成を行っています。
- ・成年後見制度法人後見支援事業については、令和2年度から法人後見を社会福祉法人で行えるよう、助成を開始しました。

現状と課題

- ・成年後見制度利用支援事業については、潜在的なニーズは多いですが、実際に必要な人が利用できていないのが現状です。ささえあいプラン作成のための市民アンケート調査では、制度を「知っている」と回答した割合は58.9%ですが、利用にはつながっていません。また、後見人の人材が不足している現状もあり、市民後見人の養成が課題となっています。
- ・成年後見制度法人後見支援事業については、法人後見を行う社会福祉法人と研修の開催や事業の実施について、今後も連携が必要です。

サービス見込量

サービス名	単位	6年度	7年度	8年度	考え方
成年後見制度利用支援事業	人	3	4	4	現在の利用実績から若干の増加を見込む。
成年後見制度法人後見支援事業	実施	有	有	有	継続実施

見込量確保のための方策

- ・成年後見制度利用支援事業については、引き続き、身寄りのない人の申立手続や申立費用等の助成、報酬助成を行うとともに、相談支援事業者に対して制度利用についての相談に応じます。
- ・成年後見制度法人後見支援事業については、安定した制度運用ができるよう、今後も法人後見を行う社会福祉法人を支援します。

5 意思疎通支援事業

今までの取組状況

サービス名		単位	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 (見込み)
手話通訳者・要約 筆記者派遣事業	見込量	人	25	30	20	45	45	45
	実績	人	52	33	34	43	99	60
手話通訳者設置 事業	見込量	人	—	0	1	1	1	1
	実績	人	—	1	1	1	1	1

現状と課題

- ・聴覚や視覚等の障害で意思疎通を図ることに支障がある人に対し、地域生活に必要な病院や公的機関の利用支援のため、手話通訳者の派遣を行っていますが、手話通訳者派遣件数は見込量を上回っています。
- ・手話通訳者設置事業は、令和元年度に開始し、週1回市役所で手話通訳による市民対応を行っています。
- ・今後とも、利用者のニーズ拡大に応じて、迅速にサービス提供できるよう体制の充実を図る必要があります。

サービス見込量

サービス名	単位	6年度	7年度	8年度	考え方
手話通訳者 ・要約筆記者派遣事業	件	60	60	60	利用実績から増減なしと見込む。
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	継続実施

見込量確保のための方策

- ・障害者団体との連携により、地域における手話通訳者や要約筆記者の養成や充実を図り、サービスの円滑な提供に努めます。
- ・手話通訳者については、設置を継続します。
- ・障害者団体との連携により、市内で視覚や聴覚に障害者に事業の周知を図ります。
- ・市役所で音声認識ソフトウェア等を活用した窓口対応を行います。

6 日常生活用具給付等事業

◆主な日常生活用具

区分	主な用具
介護・訓練支援用具	特殊寝台、特殊マット、体位変換器、入浴担架等
自立生活支援用具	入浴補助用具、便器、視覚障害者用電子式歩行補助具、頭部保護帽等
在宅療養等支援用具	吸入器（ネブライザー）、電気式たん吸引器、視覚障害者用体温計等
情報・意思疎通支援用具	視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用ラジオ、視覚障害者用拡大読書器等
排せつ管理支援用具	ストマ用装具、紙おむつ、収尿器等
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	居宅生活動作補助用具（小規模な住宅改修）

今までの取組状況

サービス名		単位	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 (見込み)
介護・訓練支援用具	見込量	件	2	2	2	5	5	5
	実績	件	10	5	4	0	3	4
自立生活支援用具	見込量	件	3	3	3	6	6	6
	実績	件	10	6	4	2	0	2
在宅療養等支援用具	見込量	件	12	12	12	10	10	10
	実績	件	13	8	6	7	3	2
情報・意思疎通支援用具	見込量	件	5	5	5	12	12	12
	実績	件	5	10	10	6	5	2
排せつ管理支援用具	見込量	件	1,350	1,350	1,350	1,300	1,300	1,300
	実績	件	1,263	1,272	1,198	1,184	1,179	1,280
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	見込量	件	2	2	2	2	2	2
	実績	件	3	2	1	0	0	2

現状と課題

- ・障害者が日常生活用具の使用により、少しでも快適な生活を送ることは生活の質を高めるために必要です。各種用具の給付等の状況は、排せつ管理支援用具を中心として多くの利用があります。障害者の状況やニーズに応じた適切な提供が求められています。

サービス見込量

サービス名	単位	6年度	7年度	8年度	考え方
介護・訓練支援用具	件	5	5	5	利用実績から増減なしと見込む。
自立生活支援用具	件	5	5	5	
在宅療養等支援用具	件	10	10	10	
情報・意思疎通支援用具	件	10	10	10	
排せつ管理支援用具	件	1,300	1,300	1,300	
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	2	2	2	

見込量確保のための方策

- ・ 障害者が安定した日常生活を送るため、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。併せて、利用ニーズにより対象品目の見直し等を検討します。
- ・ 利用の促進を図るために各サービスの周知に努めます。

7 手話奉仕員養成研修事業

今までの取組状況

- ・手話奉仕員養成講座は、平成 27 年度から糸魚川市ろうあ協会、糸魚川手話サークルに委託し、入門編と基礎編をセットとして 2 年単位で実施しています。
- ・令和 3 年度（入門編）は 12 人、令和 4 年度（基礎編）は 11 人の受講がありました。また、市民に手話への関心を持ってもらう場として手話ミニ講座を実施しています。

現状と課題

- ・手話に興味のある市民が手話ミニ講座を受講していますが、実際に手話奉仕員として活動できる資格取得までには至っていません。

今後の取組

- ・引き続き手話通訳養成講座を開催し、市民ボランティアの養成を進めます。毎年 15 人程度の講座修了者を見込みます。
- ・養成講座の修了者の中から、実際に手話奉仕員の資格を持つボランティアが育成されるように努めます。
- ・手話ミニ講座を開催し、多くの市民が手話に関心を持てるよう取り組みます。

8 移動支援事業

今までの取組状況

サービス名		単位	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 (見込み)	
移動支援事業	事業所数	見込量	か所	5	5	5	5	5	
		実績	か所	3	3	3	3	3	
	利用者数	見込量	人	10	10	10	25	25	25
		実績	人	12	11	18	15	15	20
	時間数	見込量	時間	200	200	200	500	500	500
		実績	時間	426	491	413	360	313	400

現状と課題

- ・移動支援事業は、買い物同行等の日常生活での移動や、スポーツ観戦や図書館への同行等の余暇での利用や、特別支援学校の生徒等の卒業後の自立に向けた公共交通機関の利用スキルの習得や社会活動等への参加のため利用されています。
- ・充実した移動支援事業のため、公共交通機関の充実も求められていますが、人材や担い手不足等の課題があり難しい状況にあります。

サービス見込量

サービス名		単位	6年度	7年度	8年度	考え方
移動支援事業	利用者数	人	20	20	20	利用実績から増減なしと見込む。
	時間数	時間	400	400	400	

見込量確保のための方策

- ・障害者の利用ニーズを把握し、事業所と調整して適切なサービスが利用できるように努めます。
- ・特別支援学校と連携し、生徒の日常生活や余暇等での移動支援を通して、社会適応につながる支援を行います。
- ・利用ニーズに応じた移送サービスの提供について、地域公共交通等の諸課題と整合を取りながら検討を進めます。

9 地域活動支援センター

今までの取組状況

- ・市内の地域活動支援センターは、障害者の日中活動の場の提供等を目的とした施設で市内に4か所あり、Ⅰ型は上越つくしの里医療福祉協会が指定管理者である地域生活支援センターこまくさ、Ⅲ型は糸魚川市社会福祉協議会に運営委託している青海地域のあけぼの作業所、能生地域のいちょうの家、青空工房になります。

現状と課題

- ・以前は、障害種別をある程度限定する中で運営されてきましたが、現在ほどの施設も障害種別にかかわらず受け入れており、当市の限られた社会資源の中で、日中活動の場、交流の場として重要な位置付けとなっています。
- ・多様な障害に対応するため、職員には専門的な知識等が求められています。

サービス名	単位	6年度	7年度	8年度	考え方
地域活動支援センター設置箇所	か所	4	4	4	新規施設の開設予定がないため増減なしと見込む。
実利用見込み者数	人	450	450	450	

見込量確保のための方策

- ・地域生活支援センターこまくさは、相談及び社会活動の拠点として設置します。
- ・青海地域、能生地域の地域活動支援センターについては、引き続き地域に密着した活動をするとともに、専門的な知識による支援ができるよう努めます。
- ・障害の種別に関係なく、障害者の特性に合わせた活動の場を広げ、活動内容の充実を図るとともに、個別支援会議等を通して自立へ向けた支援を行います。

10 任意事業

今までの取組状況

サービス名		単位	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度 (見込み)
訪問入浴サービス 事業	見込量	日	9	9	9	10	10	10
	実績	日	2	13	24	0	21	60
日中一時支援事業	見込量	日	600	600	600	600	600	600
	実績	日	809	611	573	309	626	500
日常生活訓練								
機能訓練事業	見込量	回	24	24	24	24	24	24
	実績	回	24	24	22	24	22	24
社会参加支援								
声の広報発行	見込量	実施	有	有	有	有	有	有
	実績	実施	有	有	有	有	有	有

現状と課題

- ・任意事業は、当市で必要な事業について実施しています。
- ・訪問入浴サービス事業は、障害者の身体状況等から自宅浴槽では入浴困難な人への訪問車による入浴支援となりますが、利用ニーズがあり見込量を上回る実績となっています。
- ・日中一時支援事業は、本来一時的な日中活動の場を提供するものでありますが、これまで市内放課後等デイサービス事業所が1か所しかなかったため、その補完的役割として利用されることもあり、多くの利用がありました。
- ・日常生活訓練として行っている機能訓練事業は、青海総合福祉会館ふれあいで毎月2回程度リハビリ教室を開催し、身体障害者に対し理学療法士がリハビリ指導を行っています。また、教室に参加することが困難な人には、理学療法士が訪問リハビリを行っています。
- ・障害者の社会参加促進支援として実施している声の広報発行は、視覚障害者に、音声訳で分かりやすい市の広報等を提供することで、障害者が地域生活をする上で必要度の高い情報等を定期的に提供しています。

サービス見込量

サービス名	単位	6年度	7年度	8年度	考え方
訪問入浴サービス事業	日	60	60	60	実績を踏まえ増減なしと見込む。
日中一時支援事業	日	500	500	500	放課後等デイサービスの新規事業所の開設により減少を見込む。
機能訓練事業	回	24	24	24	実績を踏まえ増減なしと見込む。
声の広報発行	実施	有	有	有	継続実施

見込量確保のための方策

○ 訪問入浴サービス事業

- ・自宅浴槽での入浴が難しい重度心身障害者に対し、訪問入浴サービスの提供を行い、利用者の自立と生活の質の向上を図ります。

○ 日中一時支援事業

- ・放課後等デイサービス等の利用と併せてサービスを提供することにより、障害者家族の負担軽減等に努めます。

○ 機能訓練事業

- ・身心の機能が低下している障害者等に対し、心身機能の維持回復と日常生活の自立を図るため、機能訓練教室や訪問による個別リハビリを実施します。

○ 声の広報等発行

- ・音声訳ボランティアの活動を支援し、サービスの提供を行います。
- ・声の広報等発行の取組について広くお知らせし、より多くの人に利用していただけるよう、PRや広報を行います。

第5章

糸魚川市ささえあいプラン（障害児福祉計画）

第1節 障害児福祉サービスの内容

1 障害児福祉サービスについて

障害児支援については、平成24年4月から根拠法律が児童福祉法に一本化され、体系が再編されました。

平成30年4月に児童福祉法が改正され、基本指針の見直しの中で「障害児のサービス提供体制の計画的な構築」が規定されており、その中で「障害児福祉計画」を定めることとされました。具体的には、ライフステージに応じた途切れのない支援と保健、医療、福祉、教育、就労支援等と連携した支援を行うとされています。

障害児の福祉サービスにおいては、通所による支援は市町村が実施主体となり、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」のサービスが利用できるようになっています。

障害児の相談支援については、「障害児相談支援事業者」がサービス等利用計画を作成することとなり、円滑なサービスの利用ができるようになっています。

2 障害児福祉サービスの提供に当たっての現状と課題

(1) 相談支援体制の充実

保護者等から相談窓口が分かりにくいといった声や、未就学から就学、進学等のライフステージのタイミングで支援者が途切れてしまう現状があります。

また、福祉サービスの分かりやすい情報を望む声もあり、Webを活用した情報発信の工夫やこども福祉のしおりの作成が必要です。

(2) 医療的ケア児への対応、医療との連携

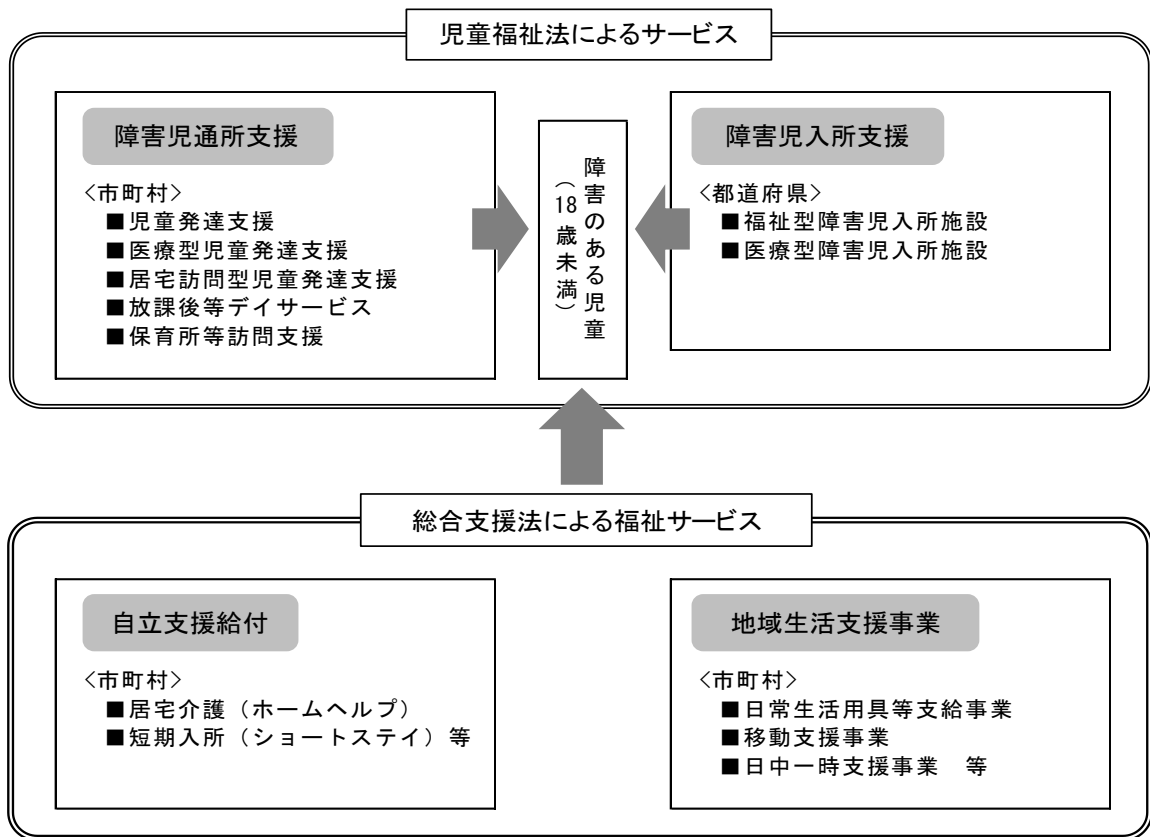
医療的ケア児には医療との連携が欠かせませんが、市内には障害児専門医療機関がなく、医療職の不足等もあり、福祉サービスが十分に利用できているとは言えない現状です。令和5年度には、医療的ケア児を対象にした放課後等デイサービス事業所が開設されましたが、地域でできる支援は何かを検討し、福祉、保健、医療機関と連携することが必要です。

(3) 障害児を持つ親への支援

在宅で障害児を育てる保護者にとって、育児や介護の負担が大きく、福祉や医療を活用した育児支援の検討が必要です。通院に係る交通費助成を行っていますが、更なる医療費の軽減や経済的な負担の軽減を求める声があります。また、保護者同士の交流を求める声もあり、様々な形での交流の場づくりが必要です。

3 障害児福祉サービス等の体系及び内容

障害児福祉サービスの体系



障害児福祉サービスの内容

給付の種類	サービスの名称	内 容
障害児 通所支援	児童発達支援	①児童発達支援センター 通所支援のほか、身近な地域の障害児支援の拠点として支援を行います。 ②児童発達支援事業 通所利用の障害児に対する身近な療育を行います。
	医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障害のある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を受けるための外出が著しく困難な重度の障害児に対し、居宅を訪問して発達支援を行います。
	放課後等デイサービス	学校就学中の障害児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、施設通所により自立の促進や居場所づくりを行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
障害児 入所支援	福祉型障害児入所施設	入所又は入院が必要な障害児に対して、入浴や排せつ、食事の介護等を行います。また、医療型は医療の提供も行います。
	医療型障害児入所施設	

第2節 国の基本指針に基づく成果目標

1 第2期計画の目標値と実績の評価

第2期計画で設定した数値目標について、令和4年度末の実績（一部令和5年度末の実績見込み）による評価を行いました。

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

① 障害児支援の提供体制

数値目標

項目	数値
児童発達支援センターの設置	0か所
保育所等訪問支援の提供体制	0か所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援の確保	1か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	1か所

【評価】

令和5年度に、重症心身障害児を支援する事業所が新たに開設し、サービス提供を開始しました。

② 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

数値目標

項目	協議の場の有無		
令和5年度末時点での協議の場の設置の有無	有		
令和5年度末時点での医療的ケア児に関するコーディネーターの配置の有無	有		
活動指標	3年度	4年度	5年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	0	1	2

【評価】

令和4年度に医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター1名を配置し、令和5年度には2名に増員しました。

2 第3期計画の成果目標

(1) 障害児支援の提供体制の整備等

① 障害児支援の提供体制

- 基本指針：令和8年度末までに、各市町村に次について整備することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。
- ・ 児童発達支援センター：少なくとも1か所以上
 - ・ 障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
 - ・ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援及び放課後等デイサービス：1か所以上

目標達成の基本的方向

- ・ 現在、児童発達支援は「めだか園」において市直営で実施しています。この施設を児童発達支援センターとして位置付けるには、建物の規模や専門職の確保等、運営上の問題から困難な状況です。今後は、めだか園も含めた事業所で、障害のある子どもを総合的に支援することのできるセンター的機能を担える体制づくりの検討が必要です。
- ・ 保育所等訪問支援については、現在、市が独自でめだか園職員、臨床心理士、保健師等で保育園、幼稚園へ訪問して支援を行っており、市独自の支援として、今後も引き続き実施します。
- ・ 市内の放課後等デイサービスを実施している支援センターささゆりや、発達支援センターめだか園は可能な限り重症心身障害児を受け入れています。近年は民間事業所の新規開設がありましたが、専門職の確保等課題も多いため、今後も引き続き受入体制づくりを行います。

数値目標

項目	数値	考え方
児童発達支援センターの設置	0か所	専門職の確保が難しいため。
障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制	有	行事等の参加を通して推進する。
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援の確保	1か所	現在の事業所で受け入れている。
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービスの確保	1か所	現在の事業所で受け入れている。

② 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置等

○基本指針：令和 8 年度末までに、各市町村に保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とし、地域の実情を踏まえて設定する。

目標達成の基本的方向

- ・当市に障害児の専門医療機関がなく、多くが市外の医療機関において専門的療育を行っています。
- ・「こども療育部会」において、関係機関が連携し、市内の限られた資源を有効に活用した医療的ケア児への支援体制を協議していきます。

数値目標

項目	協議の有無		
令和 8 年度末時点での協議の場の設置の有無	有		
令和 8 年度末時点での医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置の有無	有		
考え方（想定される体制等）			
市役所（教育部署、福祉部署）、保健所、病院、相談支援事業所、障害児通所支援事業所、保育所、特別支援学校等と連携した、医療的ケア児の地域支援に関する協議を行う。 （上越圏域障害者地域生活支援センターとも連携しながら、市地域自立支援協議会こども療育部会を活用し検討する。）			
活動指標	6 年度	7 年度	8 年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	2	2	2

第3節 障害児福祉サービスの実績と今後の見込み量

1 障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等

今までの取組状況

サービス名	単位	2年度	3年度	4年度	5年度 (見込み)
児童発達支援	人日	108.6	81.3	82.8	67.5
	人	68	57	59	46
放課後等デイサービス	人日	252.7	256.3	276.8	280.2
	人	28	33	34	36
障害児相談支援	人/月	15	14	15	25

現状と課題

- ・児童発達支援は、市立の発達支援センターめだか園で行っています。平成11年に福祉事業所として開設され、障害の早期発見・早期療育のため、乳幼児健診や各種相談から利用につながっています。年齢に応じた発達支援を行い、子どもだけでなく育児不安を抱える保護者への相談等も行う等、重要な役割を担っています。また、めだか園を中心に保育園・幼稚園、行政等の関係者と連携し、支援の方向性が共有できています。
- ・放課後等デイサービスは、支援センターささゆりが市立ひすいの里総合学校の校舎を利用して実施しており、特別支援学校内で利用できるため、送迎の負担軽減や学校との連携の取りやすさ等は良い面ですが、専門職の確保、緊急時の対応等の課題もあります。また、利用者の重度化や希望日数が増えており、全ての希望者が十分に利用できているとは言えない状況でしたが、新規事業所の開設があり、課題の解消が期待できます。
- ・障害児相談支援については、市内3事業所が指定され、計画作成を行っています。引き続き、相談支援専門員数の充実とともに、関係する専門職とつながるための支援等を進めていく必要があります。

サービス見込量

サービス名	単位	6年度	7年度	8年度	考え方
児童発達支援	人日	105	105	105	現在の利用実績から増減なしと見込む。
	人	70	70	70	
放課後等デイサービス	人日	272	280	288	令和5年度の新規事業所開設により若干の増加を見込む。
	人	40	41	42	
保育所等訪問支援	人日	0	0	0	直近3年間で利用実績はなく、利用なしと見込む。
	人	0	0	0	
居宅訪問型児童発達支援	人日	8	8	8	直近3年間で利用実績はないが利用ニーズから1名を見込む。
	人	1	1	1	
障害児相談支援	人/月	25	25	25	利用実績から増減なしと見込む。

見込量確保のための方策

- ・児童発達支援については、早期発見・早期療育を推進するために、めだか園や保育園・幼稚園、保健師、臨床心理士等と連携しながら利用を進めるとともに、その後の就学に向けての支援に努めます。
- ・放課後等デイサービスについては、多くの利用希望があるため、相談支援事業所、新規開設の民間事業者と連携し、十分なサービス提供ができるように努めます。
- ・保育所等訪問支援は、市単独事業での実施を継続します。
- ・医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援については、地域でのニーズを把握しながら、サービス提供について検討していきます。
- ・障害児相談支援については、サービスを円滑に利用し、支援を途切れないようにするため、市内の相談支援事業所が支援を行っていきます。また、市独自の体制として関連する専門職が連携し支援を行います。
- ・医療的ケア児に対するコーディネーターは、現在2名を配置しています。

2 発達障害児等に対する支援

今までの取組状況

サービス名	単位	3年度	4年度	5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	7	7	7
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	0

現状と課題

- ・ペアレントトレーニングは、市内の年長児から小学3年生程度の児童の保護者を対象とし、子どもの行動を理解し、上手な関わり方を学び、「子どもの行動の良い注目の仕方」や「上手な指示の出し方」等の具体的な方法を学ぶために実施しています。

サービス見込量

サービス名	単位	6年度	7年度	8年度	考え方
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	人	8	8	8	実績から増減なしと見込む。
ピアサポートの活動への参加人数	人	0	0	0	直近3年間で利用実績はなく、利用なしと見込む。

見込量確保のための方策

- ・ペアレントトレーニングは現在も実施中であり、より良いプログラムになるよう見直しを行いながら、継続します。

第6章 計画の推進に向けて

障害者の様々なニーズに対応し、市民の理解や協力を得ながら、障害福祉を推進するために以下のとおり取り組んでいきます。

1 関係機関との連携

地域全体で障害者を支える力を高めるためには、障害者を核として関係機関のネットワークをつなげることが何よりも重要です。

本人や家族ができること、行政ができること、地域やボランティアができること等、それぞれ役割を分担し、つなぎながら、連携を図ることが必要です。

そのような取組から出てきた声を、自立支援協議会や各専門部会等、関係者が集まって情報交換することにより、市全体のサービス資源の向上につながるよう話し合いを重ねていきます。

2 地域住民や関係団体との連携

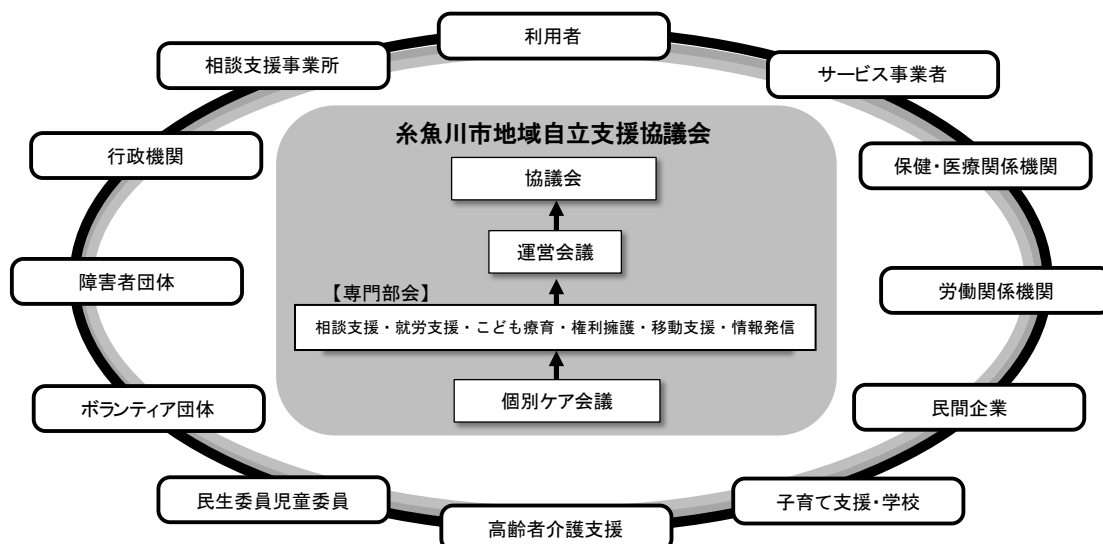
障害福祉の推進に当たっては、地域住民の理解が不可欠です。地域住民の、障害や障害者への正しい理解と福祉活動への関心を高めるため、取組が見えるような働きかけを行います。

また、障害者が地域で安心して生活するため、支援を行う障害者団体、ボランティア団体、民間事業者とも連携する中で、総合的かつ効果的な計画の実施を図ります。

3 障害保健福祉圏域における連携

上越圏域（上越市・妙高市・糸魚川市）において、必要なサービス支給量を確保するための供給体制の整備を図るとともに、共通の福祉課題や専門的で高度な課題への取組等についても、上越圏域で連携を深めながら、広域的な対応を図っていきます。

■糸魚川市地域自立支援協議会のネットワーク図

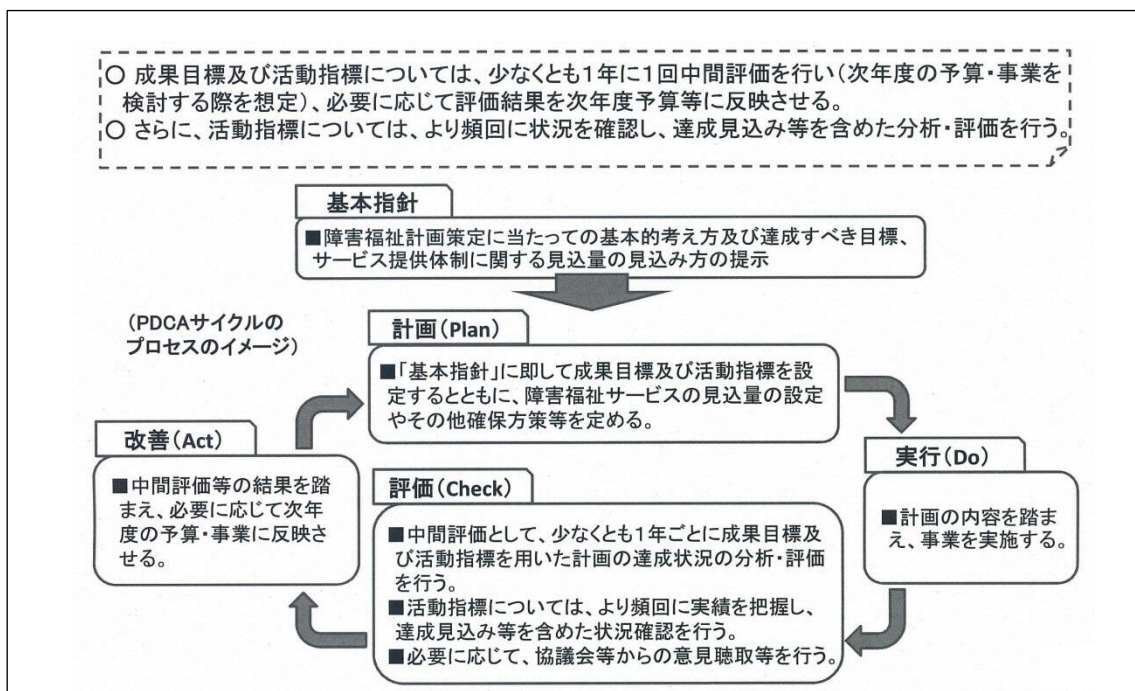


4 計画の達成状況の点検及び評価

本計画については、達成状況等を確認するため障害者団体等との意見交換の場を設けるとともに、関係団体の代表者やサービス事業所の担当者で構成される「糸魚川市地域自立支援協議会」を活用しながら点検と進捗管理を行っていきます。

また、国の指針でも本計画に記載した「成果目標」「活動指標」については、PDCAサイクル（下図参照）により、定期的な調査、分析及び評価をすることとなり、障害者施策及び関連施策の動向を踏まえながら、少なくとも年1回の実績把握を行い、達成状況の点検及び評価を行います。

■国の基本指針によるPDCAサイクルのイメージ



(厚生労働省ホームページより抜粋)

■定期的な調査、分析及び評価の内容

区分	計画での記載事項	実績把握の頻度等
成果目標	<ul style="list-style-type: none"> ・施設入所者の地域生活への移行 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ・地域生活支援の充実 ・福祉施設から一般就労への移行等 ・障害児支援の提供体制の整備等 ・相談支援体制の充実・強化等 ・障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも1年に1回の評価 ・協議会等で意見を聴くとともに、結果の公表をすることが望ましい。
活動指標	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉サービスの見込量 ・地域生活支援事業の見込量 ・障害児福祉サービスの見込量 	<ul style="list-style-type: none"> ・少なくとも1年に1回以上の頻度で評価を行う。

資料 1

糸魚川市地域自立支援協議会要綱

平成19年 3月14日 告示第16号

(設置)

第1条 糸魚川市に居住する障害児及び障害者（以下「障害者」という。）が地域で安心して生活できるよう支援し、自立と社会参加を図るため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、糸魚川市地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 障害者のニーズの把握及びその対応策の検討に関すること。
 - (2) 困難事例への対応のあり方に関すること。
 - (3) 相談支援体制の運営評価等に関すること。
 - (4) 地域の関係機関によるネットワーク構築に関すること。
 - (5) 障害福祉サービス給付に係る実態及び改善に関すること。
 - (6) 糸魚川市障害者福計画の評価及び見直しに関すること。
 - (7) その他福祉ニーズへの対応策に関すること。
- 2 協議会は、協議した事項について、必要に応じ、市長に提言することができる。

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する20人以内の委員をもって組織する。

- (1) 障害者団体関係者
- (2) 保健医療・福祉関係者
- (3) 教育関係者
- (4) 就労・雇用関係者
- (5) 企業関係者
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 協議会の委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長は、議長として協議会の議事を運営する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、特に必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 委員は、会議で知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(会議の公開)

第7条 会議は、原則として公開とする。ただし、個人のプライバシー保護等の観点から、公開することが適当でない場合は非公開とする。

(専門部会)

第8条 協議会は、障害者に係る地域課題を抽出し、対応策を検討するため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、各部会に関係する人をもって組織し、各部会で設定したテーマについて議論を行う。

(関係者の出席等)

第9条 協議会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮ってこれを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から実施する。

(経過措置)

- 2 平成19年3月31日以前に委嘱された協議会の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成21年3月末日までとする。

前 文 (平成24年3月27日告示第66号) 抄

平成24年4月1日から施行する。

前 文 (平成25年3月29日告示第78号) 抄

平成25年4月1日から施行する。

前 文 (平成31年1月30日告示第7号) 抄

告示の日から施行する。

附 則 (令和5年3月20日告示第75号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

資料 2

糸魚川市地域自立支援協議会委員名簿

分野	所属団体	職名	氏名	備考
障害者 団 体	糸魚川市身体障害者会	会長	斉木 房子	
	糸魚川市家族会	会長	大谷 幸雄	
	クレヨンの会	会長	牛木祐美子	会 長
事業所	好望こまくさ	サービス管理責任者	岡尾 恵美	
	エスポアールはやかわ	施設長	横澤 孝	副会長
	メモリアルホームみずほ	施設長	大久保岳生	
	ワークセンターにしうみ	センター長	吉井 人光	
県機関	糸魚川地域振興局健康福祉部	地域保健課長	沖田 慶子	
労 働	糸魚川公共職業安定所	統括職業指導官	田中 勝	
	糸魚川商工会議所	事務局長	野本 宏一	
教 育	新潟県立高田特別支援学校 白嶺分校	教頭	中村 均	
	糸魚川市立ひすいの里 総合学校	教頭	岡田 晃	
地域代表	NPO 法人ぐりーんバスケット	理事長	岡崎 忠雄	
	糸魚川市社会福祉協議会	事務局長	山本 将世	

注) 令和5年4月1日現在

資料3

ささえあいプラン策定の経過

年月日	実施内容
令和5年1月	○第7期糸魚川市ささえあいプラン策定のためのアンケート調査 調査対象者1,000名 回答437名
令和5年2、3月	○グループインタビュー・アンケート調査 ①～⑫ ・糸魚川市家族会・糸魚川市身体障害者・さざんかの会 ・糸魚川ろうあ協会・いちょうの家保護者・青空工房利用者 ・あけぼの保護者・点訳友の会・いとよ朗読奉仕会・クレヨンの会保護者 ・糸魚川市立ひすいの里総合学校保護者会・新潟県立白嶺分校保護者会
令和5年6月	○就労支援部会、こども療育部会、情報発信部会 ・素案検討
令和5年7月	○就労支援部会、こども療育部会、情報発信部会 ・素案検討 ○地域自立支援協議会 運営本部会議 ・策定スケジュール、計画の位置付け等について
令和5年8月	○情報発信部会 ・素案検討 ○第1回糸魚川市地域自立支援協議会 ・策定スケジュール、計画の位置付け等について
令和5年9月	○就労支援部会、こども療育部会 ・素案検討
令和5年11月	○情報発信部会 ・素案検討 ○第2回糸魚川市地域自立支援協議会 ・糸魚川市ささえあいプラン素案について
令和5年12月	○市民厚生常任委員会 ・糸魚川市ささえあいプラン素案について報告
令和6年1月	○パブリックコメントの開始
令和6年2月	○パブリックコメントの修了 ○就労支援部会、こども療育部会での素案検討 ○新潟県へ意見徴取するため、計画案を提出 ○第3回糸魚川市地域自立支援協議会 ・パブリックコメント等の意見反映について
令和6年3月	○市民厚生常任委員会 ・パブリックコメント報告 ○糸魚川市ささえあいプラン（第7期糸魚川市障害者計画・障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）の策定

資料 4

糸魚川市の障害福祉サービス等の状況（令和6年3月31日現在）

1 相談支援事業所

事業所名	事業所の所在地	備考
地域生活支援センターこまくさ	南寺町 1-1-6	委託相談、計画相談（障害者・児）
相談支援センターみずほ	水保 1728	委託相談、計画相談（障害者・児）
障害者相談支援事業所エスポアールはやかわ	梶屋敷 915	委託相談、計画相談（障害者）
相談支援センターめだか園	上刈 1-14-1	計画相談（障害児）

2 障害福祉サービス事業所

(1) 訪問系サービス

サービス名	事業所名	定員	所在地
居宅介護	糸魚川市社会福祉協議会 介護センターにじ	—	押上 2-9-65
	あ・うんの心 ホームヘルパーステーション	—	大野 73
	㈱カネタ建設 ライフケアおれんじ	—	中央 2-3-35
	ひすい福祉会 訪問介護事業所おうみ	—	田海 5600
	㈱リボーン 訪問介護おしあげ	—	南押上 1-3-11
	介護サービスひろはた	—	横町 4-8-19
重度訪問介護	糸魚川市社会福祉協議会 介護センターにじ	—	押上 2-9-65
	あ・うんの心 ホームヘルパーステーション	—	大野 73
	㈱カネタ建設 ライフケアおれんじ	—	中央 2-3-35
	ひすい福祉会 訪問介護事業所おうみ	—	田海 5600
	㈱リボーン 訪問介護おしあげ	—	南押上 1-3-11
	介護サービスひろはた	—	横町 4-8-19
	訪問介護ステーションこころ	—	横町 5-11-1
同行援護	糸魚川市社会福祉協議会 介護センターにじ	—	押上 2-9-65
	あ・うんの心 ホームヘルパーステーション	—	大野 73
	㈱カネタ建設 ライフケアおれんじ	—	中央 2-3-35
行動援護	糸魚川市社会福祉協議会 介護センターにじ	—	押上 2-9-65
	ひすい福祉会 訪問介護事業所おうみ	—	田海 5600

(2) 日中活動系サービス

サービス名	事業所名	定員	所在地
生活介護	支援センターささゆり	20人	横町 2-7-32
	メモリアルホームみずほ	50人	水保 1728
	エスポアールはやかわ	16人	梶屋敷 915
	ほっぷ・すてっぷ	5人 (多機能)	一の宮 2-1-12
生活介護 (基準該当)	糸魚川デイサービスセンター	—	大野 160
	デイサービスセンタークレイドルやげやま	—	梶屋敷 915
	デイサービスセンターあじさい	—	水保 1788-1
	デイサービスセンターおおさわ	—	大沢 313-1
	デイサービスセンターささら苑	—	能生 4460
	デイサービスセンターおうみ	—	田海 5600
自立訓練 (生活訓練)	支援センターささゆり	5人	横町 2-7-32
就労移行支援	ワークセンターにしうみ	8人	道平 34-2
	好望こまくさ	6人	南寺町 1-1-8
就労継続支援 (A型)	ウェルフェア カネヨ	20人	田海 12-1
	J With You 糸魚川サテライト	5人	上刈 1-5-22
就労継続支援 (B型)	ワークセンターにしうみ	25人	道平 34-2
	好望こまくさ	20人	南寺町 1-1-8
	ひまわり作業所 (好望こまくさ分場)	10人	田海 605
短期入所 (福祉型)	メモリアルホームみずほ	6人	水保 1728
	エスポアールはやかわ	1人	梶屋敷 915
	グループホームTOMO	1人	中央 2-8-28
	ホームつくし糸魚川	1人	寺町 4-9-31

(3) 居住系サービス

サービス名	事業所名	定員	所在地
共同生活援助 (グループホーム)	グループホームTOMO	6人	中央2-8-28
	グループホームそら	5人	京ヶ峰 1-7-2
	グループホーム大和川	5人	大和川 162
	グループホーム蓮台寺	5人	蓮台寺 1-1-21
	ホームつくし糸魚川	10人	寺町 4-9-31
	グループホーム ハウズ ルーエ	10人	寺島 3-6-10
施設入所支援	メモリアルホームみずほ	50人	水保 1728
	エスポアールはやかわ	14人	梶屋敷 915

3 地域生活支援事業

サービス名	事業所名		定員	所在地
移動支援事業	糸魚川市社会福祉協議会 介護センターにじ		—	押上 2-9-65
	あ・うんの心 ホームヘルパーステーション		—	大野 73
	(株)カネタ建設 ライフケアおれんじ		—	中央 2-3-35
地域活動支援センター	I 型	地域生活支援センターこまくさ	—	南寺町 1-1-6
	III 型	いちょうの家	15 人	能生 1170-2
		青空工房	15 人	能生 1170-2
		あけぼの福祉作業所	20 人	田海 605
日中一時支援事業	メモリアルホームみずほ		—	水保 1728
	エスポールはやかわ		—	梶屋敷 915
	支援センターささゆり		—	横町 2-7-32

4 児童支援サービス事業所

サービス名	事業所名	定員	所在地
児童発達支援	発達支援センターめだか園	15 人	上刈 1-14-1
放課後等デイサービス	支援センターささゆり	10 人	横町 2-7-32
放課後等デイサービス	また明日いといがわ	10 人	東寺町 1-6-51
児童発達支援(重心対応型) 放課後等デイサービス(重心対応型)	ほっぷ・すてっぷ	5 人 (多機能)	一の宮 2-1-12

5 特別支援学校・総合支援学校

学校名	所在地	備考
新潟県立高田特別支援学校 白嶺分校	清崎 5-25	高等部
糸魚川市立ひすいの里総合学校	中央 1-2-1	小学部・中学部

糸魚川市ささえあいプラン
(第7期糸魚川市障害者計画・障害福祉計画)
(第3期糸魚川市障害児福祉計画)

発行日 令和6年3月

編集発行 糸魚川市 市民部 福祉事務所

〒941-8501 新潟県糸魚川市一の宮1-2-5
電話 (025) 552-1511 FAX (025) 552-8250
